

6 月 1 3 日 (火)

(第 1 日 目)

平成29年第2回南関町議会定例会（第1号）

平成29年6月13日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

9番 山口 純子 君

10番 本田 眞二 君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 請願の委員会付託について

日程第5 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について

(南関町一般会計)

日程第6 議案第29号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(南関町税条例の一部を改正する条例)

日程第7 議案第30号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第8 議案第31号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成28年度南関町一般会計補正予算(第6号))

日程第9 議案第32号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算

(第3号))

日程第10 議案第33号 平成29年度南関町一般会計補正予算(第1号)について

日程第11 議案第34号 平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第1

号)について

日程第12 議案第35号 平成29年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

について

日程第13 議案第36号 平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算

(第1号)について

日程第14 一般質問

①10番議員 ②3番議員 ③7番議員 ④2番議員

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 立山比呂志君	2番 杉村博明君
3番 井下忠俊君	4番 立山秀喜君
5番 境田敏高君	6番 打越潤一君
7番 鶴地仁君	9番 山口純子君
10番 本田眞二君	11番 橋永芳政君
12番 酒見喬君	

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

8番 田口浩君

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(11名)

町長 佐藤安彦君	税務住民課長 赤木二三也君
副町長 雪野栄二君	福祉課長 北原宏春君
教育長 大里耕守君	経済課長 西田裕幸君
総務課長 大木義隆君	建設課長 古澤平君
会計管理者 寺本一誠君	教育課長 島崎演君
まちづくり課長 坂田浩之君	

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 深浦正勝君	書記 橋本真由美君
--------------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立、礼、おはようございます。

ただいまから平成29年第2回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、8番議員、田口浩君から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出されていますので、御報告いたします。

なお、先日、病気確認のためにお見舞いをいたしましたところ、病院も転院されて、今、リハビリ中ということで治療されておられました。いたって元気の様子でした。御報告をいたしておきます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（酒見 喬君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、9番議員、10番議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期については、本日から6月15日までの3日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月15日までの3日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、平成29年度町村議会議長・副議長研修会及び県関係国会議員への要望についてです。

本研修会は、去る5月31日、東京の中野サンプラザで開催されました。内容については、地方自治総合研修所の今井照氏による「大震災における自治体と議会の使命」、また新潟県立大学准教授の田口一博氏による「議長・副議長のあり方」と

題して、講演と町村議会の特別表彰の2町により発表がありました。

翌日6月1日は、全国町村会館にて、熊本県内町村議会正副議長による県関係国会議員への要望書を提出しました。要望内容は、その一部の写しをお手元に配付しています。詳細資料を事務局に備えておりますので、これを省略します。

報告の第2点は、例月出納検査報告についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例10条の規定によって、監査委員繁松哲也君、打越潤一君より、平成29年2月分、3月分、平成29年度4月分の出納検査の結果についての報告がなされています。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。

報告の第3点は、委員会報告についてです。文教厚生常任委員会委員長より、委員会調査報告書が提出されていますので、報告を求めます。文教厚生常任委員会委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） おはようございます。所管事務調査について報告をいたします。

本委員会で行いました所管事務調査事件について、調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

1. 調査事件 幼児の英語教育の取り組みについて

2. 期 日 平成29年5月11日・16日

3. 方 法 ひまわり幼稚園と文化幼稚園における幼児の英語教育の実施状況を調査しました。

4. 調査の概要 本年4月より、こどもの丘保育園、ひまわり幼稚園、文化幼稚園、子育て支援センターの4施設において開始された英語教育は、早くから英語に親しみ、小学校における外国語活動、教科化に向けた取組として導入されたものである。本町では、対象児童数は470人ほどであるが、週1回、各施設を巡回し、幼児の年齢に合わせた授業が行われている。少人数にクラス分けされた授業では、年齢に合わせて10分から30分程度で授業が行われており、授業中は一切日本語を使わず、すべて英語でコミュニケーションが取られていた。講師のレベッカさんは、表情、ジェスチャーを駆使し、英単語が書かれたカードとイラスト等で、園児たちに発声を促し、意味を理解するよう努められていた。視察を行った日は、いずれも開始から4回目の授業であったが、園児たちはすっかりレベッカ先生に馴染んでおり、遊び感覚で英語の体験をしていた。皆が積極的に手を挙げ、声に出していたこと、集中度には驚かされたものである。園児がすすんで手を挙げ、発言の様子、動作や発声の度に一人ひとりスキンシップし、誉められていたことに感心させられたものである。コミュニケーション能力の養成、自信をもって人と接すること

ができる大人、国際人に成長することが期待される指導内容であった。この英語指導は(株)バンテージジャパンが全国の幼稚園や保育所に外国人講師を派遣して実施しているもので、オーストラリア出身のレベッカ女史は福岡県の太宰府市でも指導にあたられているが、南関町に在住し、住民にも積極的に接しながら、日本の文化を吸収されている。平成32年度からは小学校5・6年生で英語が正式教科、3・4年生が外国語活動となる予定であるところから、いち早く取り組んだものであるが、町としては1・2年生についても継続して外国語活動ができるよう検討されている。車、パソコン、スマホが当たり前になってきた今日、近い将来、英語を話せることが当たり前になる日が来るのではないかと。ますますグローバル化が進行する中、教育現場、行政を挙げて取り組むべき時代がきたようである。以上です。

○議長(酒見 喬君) 報告の第4点は、委員会報告についてです。

総務産業常任委員会委員長より、委員会報告書が提出されていますので、報告を求めます。総務産業常任委員長、立山秀喜君。

○総務産業常任委員長(立山秀喜君) 委員会報告書。

南関町議会議長、酒見喬様。総務産業常任委員長、立山秀喜。

日 時 平成29年4月14日 午後1時30分～

場 所 委員会室と現地

出席者 立山比呂志議員、田口浩議員、山口純子議員、杉村博明議員
橋永芳政議員、田口経済課長補佐、武田建設課長補佐
深浦事務局長

議題及び経過

1. 中学校通学路拡幅工事進捗状況確認

県道から高速ボックスまでの拡幅の土地交渉も終わっており、高速のボックス内の側溝については蓋をして、道幅を取るようにする。農道から中学校までの土地交渉も終わり、5メートルの拡幅工事を29年度より行う、

2. 米田鬼王線道路進捗状況現地確認

エコアくまもとからゴルフ場下、バンブーフロンティア工場までの工事は進んでいるが、その先の鬼王までの道路については変更の可能性があり、予算等の関係と路線の問題がある。

3. 総務産業委員会研修について

今回、沖縄の本部町で遊休農地の解消についての研修を予定しておりましたが、相手先の受入ができませんでしたので、変更を予定しております。

以上です。

-----○-----

日程第4 請願の委員会付託について

○議長（酒見 喬君） 日程第4、請願の委員会付託についてです。

閉会中に受理した請願は、お手元に配りました請願書の写しのとおり、1件を所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

ここで、町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様、改めましておはようございます。

平成29年第2回南関町議会定例会の開会において、平成29年度の補正予算案、その他諸議案の御審議をお願いするにあたり、一言御挨拶を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

平成28年度、熊本県では4月の熊本地震、梅雨時期の集中豪雨、年末の高病原性鳥インフルエンザなどと、一年間を通じて災害が多い年でありました。南関町におきましては、特に梅雨時期の集中豪雨により、平成2年以来の大きな災害が発生し、今もなお復旧に向けての工事と、農災の未発注分の事務を進めておりますが、災害件数も多く、町民の皆様にも御迷惑をおかけしておりますので、一日も早い復旧に向けた取組をさせていただきたいと思っております。

また、本年も6月6日に梅雨入りしたところであり、昨年は1日に3回も時間雨量60ミリを超えるような集中豪雨が発生したことからも、これまで以上に気を引き締めていかなければなりませんし、今後予想される集中豪雨や台風など、いつどこで発生するかわからない災害に対応していかなければなりません。特に土砂災害には十分注意するとともに、河川沿岸等の点検も必要であると思われまます。改めて議員の皆様とともに、災害に対する体制の強化や、住民の皆様に対する啓発の強化を図っていききたいと考えております。

また、いつもお話しておりますが、危機管理においては、トップである市町村長が全責任を負う覚悟をもって、該当指揮を執ることが重要であり、初動体制の確立や確実な情報収集、空振りをおそれない避難勧告等の発令など、しっかりと対応していききたいと思っております。

5月16日には、自主防災組織連絡協議会の総会を開催いただくとともに、6月7日には町防災会議を開催いたしました。両会議とも、これからの活動等についての報告や意見交換を行ったところであり、本年度は町主催の防災訓練を秋頃に第2校区で開催する計画でありますので、御支援と御協力をお願いいたします。

さて、国においては、一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の動きが続けられておりますが、そのような中において、ふるさと納税に係る返礼品の送付についてということで、返礼品競争の是正についての要請や、地方自治体の貯金にあたる基金残高についても、全国の自治体が保有する基金残高の使途や設置理由を調査し、

地方交付税に反映させるような考えが明らかにされたところであります。しかしながら、各自治体においては、財政運営に余裕があるわけではなく、そもそも交付税は自治体固有の財源であり、基金増加を根拠に交付税を減らすのはとんでもない話でありますので、議員の皆様とともに今後の動きを注視していかなければなりません。

このような中で、本町の全体的な町政運営においては、順調に進めることができているのではないかと思います。まず、ふるさと応援団が法人化され、前年度よりも大きな目標をもって活動されておりますし、その動きに連動する形として、町としても地方創生拠点整備交付金を活用しての加工品開発センターを建設することとしておりますので、双方の相乗効果を活かしながら、ふるさと納税の増額と新しい加工品の開発・販売等が実現できるように取り組んでまいりたいと考えております。

企業の立地・増設の動きとしては、3月20日にバンブーフロンティア関連企業の起工式が行われ、5月26日には株式会社橋本製菓の新工場竣工式が執り行われました。また、5月31日付けで熊本工機株式会社の増設に伴う協定の締結を行い、今後新しい事業のための設備導入を図られますし、既に調印を行っておりますF-WAVE株式会社が樹脂の屋根材製造のための新工場建設に取り掛かれると同っております。このような素晴らしい動きをさらに推進するために、全庁体制のできる限りの企業支援を続けていきたいと考えております。

スポーツ関係では、5月20日・21日には、ホテルセキアにおいて第11回全国スポーツクラブ会議が開催され、700人余りの参加者があり、南関町の素晴らしさをPRできたのではないかと思います。今後は10月7日土曜日に、1,000人規模のイートランをホテルセキアで、10月8日日曜日、トッパの日には関町商店街において昨年に引き続き、いす-1グランプリを開催することにしておりますので、南関町からもたくさんの方に御参加いただきたいと思っております。

また、平成29年度からは町内の3園と子育て支援センターで、幼児英語教育事業を開始しましたが、幼児たちに喜んでもらえてよかったと思っておりますし、これからの小学校での英語教育にもつなげていきたいと考えております。

今後、町の一番大きな問題・課題になると考えられる役場庁舎等の建設事業につきましては、来月の1日土曜日に、基本計画・基本設計の業者をプロポーザル方式により決定し、本格的な動きとなってまいりますので、町議会や町民の皆様にもできる限りの説明や御意見等を伺う機会をつくっていききたいと思っておりますので、議員の皆様さまの御理解と御支援を賜りますようお願いいたします。

以上、現在の状況等も含めてお話をさせていただきましたが、今回の議案の提案につきましては、繰越明許費の繰越報告についてが1件、専決処分の報告及び承認

を求めることについてが4件、平成29年度一般会計補正予算のほか、各特別会計の補正予算が3件を提案しています。特に一般会計補正予算は、介護保険費の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金1億1,600万円、社会資本整備総合交付金事業費の測量設計委託料2,010万9,000円と、改良舗装工事2億4,169万8,000円を、地域振興対策費の測量設計委託料1,957万5,000円と、改良舗装工事3,840万2,000円などを増額するとともに、スポーツによる地域活性化推進事業費の南関スポーツコミッション補助金792万6,000円などを増額し、一般会計の総額を61億2,409万4,000円としているところであります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げまして、定例会開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） お諮りします。

日程第5、報告第1号から日程第13、議案第36号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。したがって、日程第5、報告第1号から日程第13、議案第36号までの議案を一括上程することに決定しました。

-----○-----

日程第 5 報告第 1号 繰越明許費の繰越報告について

（南関町一般会計）

日程第 6 議案第 29号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（南関町税条例の一部を改正する条例）

日程第 7 議案第 30号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 8 議案第 31号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成28年度南関町一般会計補正予算（第6号））

日程第 9 議案第 32号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号））

日程第 10 議案第 33号 平成29年度南関町一般会計補正予算（第1号）について

日程第 11 議案第 34号 平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第12 議案第35号 平成29年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第13 議案第36号 平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（酒見 喬君） 議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので確認をしてください。

事務局長。

○議会事務局長（深浦正勝君） [議案名朗読]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 報告第1号、繰越明許費の繰越報告について御説明を申し上げます。

平成28年度南関町一般会計歳出予算の経費を平成29年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項規定により御報告いたします。

次ページの繰越計算書により、事業名と繰越額について御説明いたします。

2款総務費は、3項戸籍住民基本台帳費の個人番号関連事務委託事業80万7,000円を繰り越しております。地方公共団体情報システム機構への負担金でございます。

3款民生費は、2項児童福祉費の保育所施設復旧事業143万円繰り越しております。昨年大雨で被災しましたこどもの丘保育園の園庭法面復旧工事請負費でございます。

5款農林水産業費は、1項農業費の農産物加工品開発センター建設事業9,975万5,000円を繰り越しております。主に工事請負費、備品購入費、委託料でございます。また、2項林業費の治山事業657万円を繰り越しております。工事請負費でございます。

6款商工費は、1項商工費の御茶屋跡公園復旧事業789万1,000円を繰り越しております。工事請負費でございます。

7款土木費は、2項道路橋梁費の道路新設改良事業4億3,391万4,000円を繰り越しております。委託料、工事請負費、補償費等でございます。同じく、4項住宅費の住宅施設基本構想策定事業535万7,000円を繰り越しております。

委託料でございます。

8款消防費は、1項消防費の非常用電源設備整備事業2,138万円を繰り越しております。工事請負費、委託料でございます。

9款教育費は、4項社会教育費の放課後子ども教室一体型推進事業200万7,000円を繰り越しております。備品購入費でございます。

10款災害復旧費は、1項農林水産施設災害復旧費の農地等災害復旧事業2億6,171万円を、また2項公共土木施設災害復旧費の河川等災害復旧事業2億2,781万5,000円を繰り越しております。いずれも工事請負費でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（赤木二三也君） それでは、住民課のほうから、第29号議案と30号議案のほうの説明を行います。

第29号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて（南関町税条例の一部を改正する条例）を、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分いたしております。このことについては、同条3項の規定により、普通公共団体の長は、次の会議においてこれを報告し、承認を求めなければならないことになっているところで、今回提案をするものでございます。

専決第1号、南関町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由と内容を説明いたします。

第193回国会において、地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律が、29年3月27日に可決を行い、同3月31日に公布されたところでございます。関連します省令もそれぞれ公布され、いずれも4月1日より施行されております。これによって、本条例を改正したものでございます。

今回の地方税法の主立った内容でございますが、まず第1に個人住民税の所得の課税標準の取り扱いの明確化に関することです。第2が法人町民税の申告納付及び不足額の納付手続に関すること、第3が固定資産税における特例措置、災害に関する税制上の措置の常設化及び過分所有に関すること、第4が軽自動車税におけるグリーン化特例の見直しと延期に関することとなります。

それでは、税条例にて説明いたします。今回の条例改正につきまして、第33条では、特定配当等及び特定株式等譲渡所得に係る所得について、町長が課税方式を決定することを明確化しております。

第48条では法人町民税の申告納付、第50条では法人町民税に係る不足税額等の納付の手続きに関する、いずれも延滞金の基礎となる期間に係る規定の整備を行っております。

第61条8項では、固定資産税関係で、震災により滅失などした償却資産に代わる償却資産に対するものの、課税標準等の特例に関し、規定の新設及び開設を行っております。第61条の2では、同じく固定資産税でございますが、我が町特例の割合を求める規定の新設で、標準の税額の特例を2分の1に定めたものでございます。

第63条の3は、区分所有に係る家屋の用に供されている土地に対して課する固定資産税関係で、被災市街地復興地域に定められた場合に、震災等発生から4年度分に限り、所有者の申し出によって従前の供用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるための規定の整備になります。

第74条の2は、被災住宅地等に係る固定資産税の課税標準の特例で、被災市街地復興地域に定められた場合、特例期間を4年度分に限り適用することを常設化したものでございます。

以上が本則の改正になっております。

続きまして、附則の改正でございます。附則第5条では、個人町民税非課税範囲であります。控除対象配偶者の定義の変更に伴い、控除対象配偶者が同一生計配偶者に変更になっております。

附則第8条では、肉用牛の売却に係る事業所得に係る課税標準特例で、適用期間を平成30年度から33年度まで3年間延長したものでございます。

附則第10条は、読替規定になっております。附則第10条の2関係は、我が町特例の分でございます。附則第10条の3は、新築住宅に対する固定資産の減免の規定を受けようとする者がすべき申告に係ることについて、規定を整備または新設したものでございます。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例で、グリーン化特例について適用期限を2年間延長するものでございます。附則第16条の3は、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定したものでございます。附則第16条の第3、2項は、上場株式等の配当所得に係る町民税の特例でございます。

附則第17条の2は、優良住宅の造成をするための土地を譲渡した場合の、長期譲渡所得に係る課税の特例になります。

附則第20条の2第4項は、特例適用利子及び特例適用配当等に係る個人町民税の課税の特例で、課税方式を決定できることを明確化したものでございます。附則第20条の3、4項につきましては、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人町民税の課税の特例で、課税方式を決定することを明確化したものでございます。

以上がその附則の改正でありまして、これからは条例改正に伴う附則の規定となります。1条では、施行期日を平成29年1月1日とし、それ以外の施行期日につ

いては第1項から第3項で規定しているところでございます。

第2条は町民税の経過措置、第3条は固定資産税、第4条は軽自動車税のそれぞれの税目ごとの経過措置をうたっているものでございます。

第5条は、平成26年南関町条例第3号で制定した南関町税条例等の一部を改正する条例の一部改正になります。

第6条は、28年南関町条例第14号で制定した南関町税条例等の一部を改正する条例の一部改正で、文言の整理になります。

以上が今回の条例改正の内容ですが、いずれも上位法の改正に伴い、今回の改正となっているところです。

以上で、南関町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第30号議案、これも専決処分の報告及び承認を求めることについて（南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を、地方自治法179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしております。

同条第3項の規定に、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを報告し、承認を求めなければならないということになっておりますので提案するものでございます。

専決2号、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由と内容を御説明いたします。

今回の改正は、地方税法施行令の改正に伴うもので、国民健康保険税の低所得者に係る軽減の判定の見直しになっております。

第23条の第2項では、国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象者となる世帯の軽減判定の算定する場合における被保険者の数に乘すべき金額でございますけれども、現行の26万5,000円を27万円に改め、同条第3項では、同様に2割軽減の対象となる世帯について、現行の48万円を49万円に改めるものでございます。いずれも平成29年4月1日からの施行となっております。

以上で、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 議案第31号、専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度南関町一般会計補正予算（第6号）を、平成29年3月31日に専決第3号として処分いたしましたので、

同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、平成28年度南関町一般会計補正予算書（第6号）で御説明をいたします。

1ページを開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,837万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億5,560万9,000円としております。

2ページをお開きください。2ページと3ページは歳入についての一覧でございます。

2款地方譲与税は、1項地方揮発油譲与税を166万9,000円減額して1,533万1,000円とし、2項自動車重量譲与税を484万円減額して3,716万円としております。

3款利子割交付金は、1項利子割交付金を51万4,000円減額して68万6,000円としております。

4款配当割交付金は、1項配当割交付金に58万5,000円を追加して158万5,000円としております。

5款株式等譲渡所得割交付金は、1項株式等譲渡所得割交付金に95万7,000円を追加して115万7,000円としております。

6款地方消費税交付金は、1項地方消費税交付金に1,216万円を追加して1億8,036万円としております。

7款ゴルフ場利用税交付金は、1項ゴルフ場利用税交付金を61万4,000円減額して968万6,000円としております。

8款自動車取得税交付金は、1項自動車取得税交付金に157万1,000円を追加して887万1,000円としております。

10款地方交付税は、1項地方交付税を720万1,000円減額して18億9,067万円としております。

11款交通安全対策特別交付金は、1項交通安全対策特別交付金を22万4,000円減額して122万円としております。

14款国庫支出金は、1項国庫負担金に2,611万2,000円を追加して6億1,245万7,000円とし、2項国庫補助金に40万1,000円を追加して6億1,212万3,000円とするものでございます。

17款寄附金は、1項寄附金を242万5,000円減額して9,787万8,000円とするものでございます。

18款繰入金は、1項基金繰入金を884万2,000円減額して2億3,319万5,000円としております。

続きまして、21款町債は3,380万円を減額して8億6,425万5,000円としております。

補正前の歳入合計から1,837万円を減額して、歳入合計を69億5,560万9,000円としております。

4ページは、歳出についての補正額の一覧でございます。

2款総務費は、1項総務管理費を2,640万3,000円減額し7億6,235万9,000円としております。

4款衛生費は、1項保健衛生費に1,180万円を追加して2億5,300万9,000円としております。

7款土木費、2項道路橋梁費は、財源の組み替えでございます。

8款消防費、1項消防費も、財源の組み替えでございます。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費も、財源の組み替えでございます。

12款予備費は、1項予備費を376万7,000円減額して2,366万5,000円といたしております。

補正前の歳出合計から1,837万円を減額して、歳出合計を69億5,560万9,000円といたしております。

5ページは繰越明許費の補正でございます。

変更としまして、2款総務費の3項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード関連事務委託事業を181万円減額して80万7,000円とし、7款土木費の2項道路橋梁費、道路新設改良事業を8,927万7,000円減額して4億3,391万4,000円とし、同じく7款土木費の4項住宅費の住宅施設基本構想策定事業を508万7,000円減額して535万7,000円とし、10款災害復旧費の1項農林水産施設災害復旧費、農地等災害復旧事業を6,258万8,000円減額して2億6,171万円とし、同じく10款2項公共土木施設災害復旧費、河川等災害復旧事業を3,009万3,000円減額して2億2,781万5,000円としております。

6ページは地方債の補正でございます。道路橋梁整備事業につきましては410万円、それから消防防災施設整備事業につきましては30万円、災害復旧事業につきましては2,940万円、それぞれ限度額を減額いたしております。事業費の減額によるものでございます。

9ページからは、歳入についての説明でございます。

ほとんどが額の確定によるものでございますが、11ページの17款寄附金でございます。寄附金の1項寄附金、1目一般寄附金は、ふるさと南関応援寄附金を67

7万6,000円減額いたしました。一般寄附金として432万4,000円を追加しております。南関ふるさと応援団、南関高校育英会からの寄附でございます。

12ページからは、歳出についての説明でございます。

ほとんどが事業の確定、または財源の組み替えによるものでございますが、2款総務費の1項総務管理費、1目一般管理費の積立金に25万円を追加しております。南関高校育英会からの寄附金を庁舎建設基金積立金といたしております。

以上で報告を終わります。御審議の上、御承認賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第32号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、南関町専決第4号のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計の補正についてでございます。

南関町専決第4号、平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算書（第3号）をお願いいたします。

今回の補正は、国庫補助金及び起債の確定によるものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ91万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,566万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金を138万7,000円増額して1,314万2,000円とし、8款町債、1項町債を230万円減額して2,230万円とし、歳入合計を1億1,566万9,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

2款事業費、1項浄化槽整備推進事業費を91万3,000円減額し5,695万円とし、歳出合計を1億1,566万9,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表地方債の補正でございます。起債の限度額を230万円減額し2,230万円とするものでございます。

7ページは歳入の説明でございます。浄化槽整備推進事業国庫補助金を138万7,000円増額し、国庫補助金の増額により公共下水道債を230万円減額するものでございます。

9ページは歳出の説明でございます。歳入の減に伴い、浄化槽建設工事請負費を91万3,000円減額するものでございます。

以上、報告いたします。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 第33号議案、平成29年度南関町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,569万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億2,409万4,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。

12款分担金及び負担金は、2項負担金に1万4,000円を追加して5,833万1,000円とするものでございます。

14款国庫支出金は、2項国庫補助金に1億9,315万円を追加して4億4,135万1,000円とし、3項国庫委託金に580万円を追加して898万3,000円とするものでございます。

15款県支出金は、2項県補助金に1億1,993万1,000円を追加して3億5,464万9,000円とするものでございます。

16款財産収入は、2項財産売払収入に150万円を追加して150万円とするものでございます。

18款繰入金は、1項基金繰入金に2,000万円を追加して2億9,170万円とするものでございます。

20款諸収入は、3項受託事業収入に2万7,000円を追加して911万4,000円とし、4項雑入に107万1,000円を追加して1,368万7,000円とするものでございます。

21款町債は、1項町債に1億4,420万円を追加して6億4,030万円とするものでございます。

歳入合計の56億3,840万1,000円に4億8,569万3,000円を追加して、61億2,409万4,000円とするものでございます。

3ページをお開きください。歳出でございます。

1款議会費は、1項議会費に17万2,000円を追加して8,535万1,000円とするものでございます。

2款総務費は、1項総務管理費に222万6,000円を追加して7億650万3,000円とし、2項徴税费に206万5,000円を追加して1億976万1,

000円とし、3項戸籍住民基本台帳費に21万6,000円を追加して2,906万6,000円とし、4項選挙費に2万8,000円を追加して2,001万9,000円とし、5項統計調査費に25万円を追加して434万6,000円とするものでございます。

3款民生費は、1項社会福祉費に1億2,496万1,000円を追加して13億4,942万2,000円とし、2項児童福祉費に5万5,000円を追加して5億4,573万6,000円とするものでございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費に608万4,000円を追加して2億6,368万6,000円とし、3項水道費に2万7,000円を追加して521万1,000円とするものでございます。

5款農林水産業費は、1項農業費に783万5,000円を追加して2億9,714万2,000円とし、2項林業費に160万円を追加して1,738万4,000円とするものでございます。

6款商工費は、1項商工費に28万6,000円を追加して1億1,069万円とするものでございます。

7款土木費は、1項土木管理費に54万6,000円を追加して8,652万円とし、2項道路橋梁費に3億2,108万4,000円を追加して6億8,676万9,000円とし、4項住宅費に75万円を追加して5,300万円とし、5項下水道費に31万6,000円を追加して1億761万1,000円とし、6項浄化槽整備推進事業費を9万8,000円減額して3,004万5,000円とするものでございます。

8款消防費は、1項消防費に629万9,000円を追加して2億953万5,000円とするものでございます。

9款教育費は、1項教育総務費を601万3,000円減額して4,456万円とし、2項小学校費に114万9,000円を追加して1億5,988万6,000円とし、3項中学校費に60万6,000円を追加して4,976万1,000円とし、4項社会教育費に1,120万円を追加して1億2,205万8,000円とし、5項保健体育費を3万5,000円減額して6,979万2,000円とするものでございます。

12款予備費は、408万4,000円を追加して1,646万3,000円とするものでございます。

歳出合計の56億3,840万1,000円に4億8,569万3,000円を追加して、61億2,409万4,000円とするものでございます。

5ページは、債務負担行為の補正でございます。土地情報管理システム機器賃借

料の期間を補正するものでございます。

6 ページは、地方債の補正でございます。変更としまして、道路橋梁整備事業に 1 億 4,670 万円を追加して、限度額を 2 億 8,010 万円とし、消防防災施設整備事業を 250 万円減額して 750 万円とするものでございます。交付金、補助金の増額に伴う変更でございます。

9 ページをお開きください。歳入の内訳でございます。主なものを御説明いたします。

まず、14 款国庫支出金、2 項国庫補助金の 3 目衛生費国庫補助金は、1 節保健衛生費国庫補助金 438 万 8,000 円を追加するもので、二酸化炭素排出削減対策事業費等補助金でございます。4 目の土木費国庫補助金は、1 節道路橋梁費国庫補助金 1 億 7,315 万円を追加するもので、社会資本整備総合交付金でございます。5 目消防費国庫補助金は、1 節消防費国庫補助金 750 万円を追加するもので、消防防災施設整備費補助金でございます。5 目教育費国庫補助金は、3 節社会教育費国庫補助金 792 万 6,000 円を追加するもので、スポーツコミッション補助金でございます。それから、3 項の国庫委託金の 3 目教育費国庫委託金は、1 節社会教育費国庫委託金 580 万円を追加するもので、運動部活動のあり方に関する事業国庫委託金でございます。

10 ページの 15 款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金は、1 節社会福祉費県補助金 1 億 1,600 万円を追加するもので、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金でございます。同じく、4 目農林水産業費県補助金の 2 節林業費県補助金は 160 万円を追加するもので、地方創生推進交付金でございます。また、同じく 9 目の災害復旧費県補助金は、3 節熊本地震復興基金交付金 222 万 8,000 円を追加するものでございます。

16 款財産収入、2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入は、1 節土地売払収入に 150 万円を追加するものでございます。宮ノ前住宅跡の売払収入でございます。

18 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金は財源を補うもので、2,000 万円を追加するものでございます。

11 ページをお開きください。21 款町債、1 項町債、3 目土木債は、1 節道路橋梁債 1 億 4,670 万円を追加するもので、道路橋梁整備事業債でございます。6 目の消防債は、1 節消防施設整備事業債を 250 万円減額するもので、国庫補助金交付分を減額するものでございます。

12 ページからは、歳出についての内訳でございます。主なものについて御説明いたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の 19 節負担金補助及び交付金で

は、熊本地震復興基金補助金として240万円を追加するものでございます。

13ページの2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、13節委託料は、258万2,000円を追加するもので、熊本地震で動きました土地の座標を補正するパラメータ変換業務委託料でございます。

15ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、12目介護保険費は、19節負担金補助及び交付金では、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金として1億1,600万円を追加するものでございます。地域密着型特別養護老人ホーム設置への補助金でございます。

16ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、7目環境衛生費は、438万8,000円を追加するものでございます。報償費に10万8,000円、需用費に72万4,000円、委託料に355万6,000円を追加するもので、二酸化炭素排出削減対策啓発活動を行うものでございます。

18ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、22目農産物加工品開発センター費は、17節公有財産購入費600万円を追加するもので、加工品開発センター用地の購入費でございます。

同じく、6款2項林業費、2目林業振興費、19節負担金補助及び交付金は160万円を追加するもので、竹材利用拡大推進補助金でございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路新設改良費は、13節委託料に4,098万4,000円を追加するもので、測量設計委託料、登記委託料でございます。また、15節工事請負費に2億8,010万円を追加するもので、改良舗装工事でございます。社会資本整備総合交付金の交付決定による追加でございます。

20ページの8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費は、11節需用費の消耗品費で100万円を追加するもので、消防団装備品を購入するものでございます。同じく、8款1項の3目消防施設費は、15節工事請負費に500万円を追加するもので、防火水槽1基分の建設工事費でございます。国庫補助金の交付決定に伴い追加するものでございます。

22ページをお願いします。9款教育費、4項社会教育費、12目の運動部活動のあり方に関する調査研究事業を新しく追加するもので、8節報償費を403万7,000円、旅費を131万2,000円、需用費を24万1,000円追加するものでございます。国からの委託事業でございます。

また、23ページの13目スポーツによる地域活性化推進事業も新しく追加するものでございます。19節スポーツコミッション補助金として792万6,000円を追加するものでございます。国の補助事業でございます。

12款予備費は、408万4,000円を追加するものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でしたので、これを続行してください。

建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第34号議案、平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,276万8,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。

2款繰入金は、一般会計繰入金に31万6,000円を追加して1億761万1,000円とし、歳入合計を1億8,276万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。歳出でございます。

2款事業費は、公共下水道事業費に31万6,000円を追加し4,781万1,000円とし、歳出合計を1億8,276万8,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。歳入についての説明でございます。

2款繰入金の一般会計繰入金に、歳出に係る職員手当等の人件費分として31万6,000円を追加するものでございます。

7ページをお願いします。歳出についての説明でございます。

2款事業費の公共下水道建設費に、職員手当等、共済費、負担金補助金及び交付金として、合計で31万6,000円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第35号議案、平成29年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ478万円とするもの

でございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

5款繰入金は、一般会計繰入金に2万7,000円を追加して309万8,000円とし、歳入合計を478万円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費は、総務管理費に2万7,000円追加して275万8,000円とし、歳出合計を478万円とするものでございます。

6ページをお願いします。歳入についての説明でございます。

5款繰入金の一般会計繰入金に、歳出に係る職員手当等の人件費分として2万7,000円を追加するものでございます。

7ページをお願いします。歳出についての説明でございます。

1款総務費の一般管理費に、職員手当等、負担金補助金及び交付金として、合計で2万7,000円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第36号議案、平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,028万4,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。

5款繰入金は、一般会計繰入金から9万8,000円を減額して3,004万5,000円とし、歳入合計を1億1,028万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款事業費の浄化槽整備推進事業費から9万8,000円を減額して5,093万9,000円とし、歳出合計を1億1,028万4,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入についての説明でございます。

5款繰入金の一般会計繰入金から、歳出に係る職員手当等の人件費分として9万8,000円を減額するものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出についての説明でございます。

2款事業費の浄化槽建設費より、職員手当等、共済費として、合計9万8,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

上げます。

○議長（酒見 喬君） 以上で提案理由の説明を終了します。

-----○-----

日程第14 一般質問

○議長（酒見 喬君） 日程第14、一般質問を行います。

発言の通告があつていますので、順次発言を許します。

10番議員の質問を許します。10番議員。

○10番議員（本田眞二君） おはようございます。10番議員の本田です。

通告しておりました一般質問を行います。

本町では、ただいま誰もが住んでよかった、つまり町民の幸福度を上げるというコンセプトで、住んでよかったプロジェクト事業が展開されております。とりわけ少子化対応として、子育て支援などを重点的に進められております。このことは町の未来への投資として、非常に有意義な事業だと思っています。

一方、町民が安心して安全に毎日を暮らすという町の危機管理というコンセプトも非常に重要な観点であると思います。昨年の大地震や鳥インフルなど、大変な対応が迫られました。特に本町において最も注意が必要と思われる危機管理は、昨年のような集中豪雨への対応と思います。

近年の豪雨では、想定外の場所で、想定外の事象が起こっております。そして、想定外と思っていても、過去を振り返ってみれば、かなり長い時間軸の中で繰り返されてきたことが検証されております。そして、その検証に基づいた対応を怠ったことが自然災害を人災と言わしめます。盆地地形で中山間地域の本町では、そうならないように本日の質問は限られた地域に焦点を当て、検証も含め、町全体の危機管理へつながることを希望し、質問いたします。

質問内容は、近年の想定外の集中豪雨への備えを問う。1、昨年の大豪雨の被害対策はどの程度進んでいるか。2、集中豪雨の際、東部小岱山線では、斜面崩壊が頻繁に起きている。下流域には民家も多い。道路決壊の恐れはないのか。3、宮尾地区は県指定の土石流危険地域で、下流域に民家も多い。27年2月に宮尾地区代表区長より提出された陳情書に基づき、対応策など県との協議は進んでいるか。また、対応策は実現できるのか。4、昨年は関川河川内の大量の堆積物により、道路や宅地、田、畑など、広い面積で浸水被害が出た。堆積物は限界を超えている。除去が遅れれば、さらなる被害が想定できる。一時も待てない状況だ。県との協議はどうなっているのか。この四つです。

あとの質問は自席にて行います。明確な答弁を期待いたします。よろしく申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 10番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 10番、本田眞二議員の、近年の想定外の集中豪雨への備えについての御質問にお答えいたします。

まず、①昨年の大豪雨の被害対策はどの程度進んでいるのかについてお答えします。昨年6月22日から23日及び7月8日から9日の梅雨前線豪雨により、本町においては被害報告数で768件、被害額で約6億3,000万円の災害が発生し、災害査定の結果、町道・河川の災害が68件、約2億5,200万円、農地・農業用施設の災害が191件、約2億9,500万円、合計で259件、約5億4,700万円の被害額となりました。

町道・河川の公共災害につきましては、平成28年度の100%の補助金の配分を受け、平成28年度内にすべての工事を発注済であります。農地・農業用施設の災害につきましては、平成28年度に85%、残り15%を平成29年度に配分を受け、現在の発注済が約55%、6月末の契約予定が約45%であり、6月末時点で100%が工事発注済となる予定でございます。

発注後の工事の進捗につきましては、公共災が約50%、農地等災害は稲刈り後まで施工できないもののがかなりありますので、約5%となっております。工事の期限につきましては、12月末までとしております。また、災害に該当しなかった箇所につきましては、町道・河川については、維持補修工事で対応し、通常の年間予算の1,850万円のところを1,970万円を災害対応として追加支出し、農地・農業用施設につきましても、通常の補助金の年間予算800万円のところを720万円を追加し、合計1,520万円のうち、約1,300万円を災害対応分として支出しております。

ただ、農地・農業用施設につきましては、平成28年度のみでは対応できない箇所がまだ多数あるため、今年度予算に平成28年度の災害対応分として約1,370万円を計上しております。

また、6月9日の新聞には、農道や水路の復旧に対し、県が3分の2を補助する制度を新設する記事が掲載されておりましたので、内容等も十分に把握しながら対応していきたいと考えております。

次に、②の集中豪雨の際、東部小岱山線では斜面崩落が頻繁に起きている。下流域には民家も多い。道路決壊の恐れはないかとの御質問にお答えします。東部小岱山線は、着工から13年をかけて平成24年に全線開通しましたが、主に山の法面を急な角度で切り開いて工事をしているため、開通するまでに特に玉名市側におきましては、道路より山側の斜面が崩落することが数回起きております。幸い本町側においては、たまに小規模な崩れが発生しているぐらいで、現在はある程度、法面

が安定しておりますので、断定はできませんが、道路決壊の恐れは現状ではおきにくいのではないかと考えております。

続きまして、③の宮尾地区は県指定の土石流危険地域で、下流に民家も多い。27年2月に宮尾地区代表区長より提出された陳情書に基づき、対応策など県との協議が進んでいるか。また、対策は実現できるかについてお答えします。

県からの回答によりますと、御要望の現在の砂防ダムの土砂の撤去につきましては、この既設砂防ダムは不透過型と呼ばれるタイプのものであり、上流側に土砂を堆積させ、溪流の勾配を穏やかにすることで、土石流の発生を防止する構造であり、通常、堆積した土砂の撤去は行わないタイプの砂防ダムだということであります。平成28年7月に点検を行った結果、50%程度砂が堆積しており、今後も定期的に点検を行って、状況を注視していくということであります。

また、ダムの造成、流路口の設置、側道の整備に対する要望につきましては、地区からの御要望は認識しており、今年度、宮尾川の上流域において溪流調査を行い、詳細な現状把握を行う予定であり、その調査結果を踏まえ、砂防事業の必要性を検討し、必要に応じて対策の範囲及び内容の検討を行うとのことであります。

次に、④の昨年は関川河川内の大量の堆積物により、道路や宅地、田、畑など、広い面積で浸水被害が出た。堆積物は限界を超えている。除去が遅ければ、さらなる被害が想定できる。一時も待てない状況だ。県との協議はどうなっているかについてお答えします。

県管理河川の掘削につきましては、町からの要望箇所について、実施前に聞き取り調査を行い、限られた予算の中で緊急性の高い箇所から実施しており、平成28年度は平成29年2月に高久野地区の約20メートル区間、柳瀬橋上流約1,500立米の掘削を行っております。今後も町と協議を行い、掘削箇所を検討していくこととさせていただきます。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、担当課長がお答えいたします。

○議長（酒見 喬君） 再質問を行ってください。10番議員。

○10番議員（本田真二君） 再質問しやすい答弁、ありがとうございました。

それでは、再質問に入ります。まず、1番の昨年の大豪雨の被害対策についてありますが、先ほどの28年度の一般会計補正予算書で、繰越明許費について補正が上がっておりましたが、災害復旧費の10番として、農林水産施設災害復旧費、それから公共土木施設災害復旧費、それぞれが9割とか8割とか、その程度、繰り越しておられますが、こういった状況で、それから業者さんが多忙な現状におきまして、本年度内にこの事業が完遂といいますか、終わらせることができる予定で

か。先ほど工事は発注されたとお聞きしましたが、どんなに発注していても、完成しなければ新たな災害をまた生む、またそれに倍増した災害になる恐れもありますので、その点につきまして工事者側の余力と申しますか、できる予定ですか、どうでしょうか。お聞きします。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） おっしゃるとおり、今、業者のほうに公共土木につきましては、早い段階で発注を行っております。今回、繰越の中身を見ていただきますとわかりますように、ある部分についてはもう完了した地区がございます、その分を差し引いたところで繰り越しを行っております。

農災につきまして、どうしても件数が191件ということで、件数が多ございます。農災につきましては、すべて当初、予算編成をした時点では100%を繰り越す予定にしておりましたけれども、県の予算の配分上、まず85%を28年度中に配分ということで、残り15%につきましては29年度予算で予算編成を行っております。その分が繰越額から減っている分でございます。

発注状況を先ほど町長のほうから説明がございましたけど、工事の進捗でございますけど、今、公共災が約50%、実際は豪雨災害の分は67件で、その前に地震災害が1件あっておりますので、合計で68件でございますけど、その分につきましては、約50%が今完了している状況です。残り半分を今から工事ということになります。

それから、農災につきまして、ほとんどが繰越でございます。まだ完了している分につきましては5%程度でございます。残り、まだ180件近く件数がございまして、工期を一応今年の12月末までの工期を取っております。どうしても今から工事となりますと、田植えの都合上、工事をできない部分がありますので、業者のほうには極力できるところから早めに工事をしてくれと。あと、どうしてもできない部分については、取れあけから12月までの間に行ってほしいと。ただ、どうしてもそれでも困難な場合は、2月末ぐらいまでには完了してほしいということで、一応協会あたりをお願いをしているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 先ほど質問いたしました、本年度内の、来年の3月31日までに工事は終わらせられる目途は立つとということですか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 一応まだ残りの分の契約が今月末の一応予定でおります。

その分も含めて、今年度中には終わらせる予定ではございます。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） よく新聞紙上等で、入札不調の件を目にしますが、そういった状況は起こらない予定ですか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 現在のところ、公共土木、それに農業等の災害につきましても、不落はあっておりません。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） それでは、工事の遅れがさらなる被害にならないように、早急な対応を望みます。

続きまして、2番の集中豪雨の際の東部小岱山線では、斜面崩落が頻繁に起きている。下流域には民家も、道路決壊の恐れはないのかという2番の質問にいきます。先ほどの答弁では、現状では起こりにくいという答弁でございましたが、ちょっと副町長にお尋ねいたします。以前、新幹線漏水被害対策として改修された開の池ため池に大量の土砂が入りました。当時、経済課長をされていた雪野副町長と二人で、流入土砂の原因究明のため、ため池から上流へ歩いて、防火林道まで検証したことがあります。そのとき、防火林道と上部斜面の尾根との間にできた、防火林道から山側にその尾根がこうありますので、この間にできたプールのような窪地で、問題視されるものが3基ほどあり、プールのようなところが三つ、問題視されるような大きいのがあります。そこには水抜きのための暗渠排水口が設けられておりました。しかし、その直径は小さく、現にそのとき、小枝と小石が嵩張り、危うく詰まりそうになっておりました。そのときは除去して事なきを得ましたが、今でもあのときの光景が頭から離れません。今見に行きますと、草ぼうぼう、木ぼうぼうで、もういつ詰まってもおかしくない状況です。当時、防火林道建設の審議員の一人として、会議では暗渠の直径の大きさを何度も指摘しました。しかしながら、建設は県の事業だったので、そのときの県の職員さんは、降雨量より適切に算出していると何度も言われました。しかし、算出根拠となった降雨量は、近年の想定外の降雨量ではないはずと思われます。また、建設後の林道も下り斜面に近いほうで、道路面に何方所も3～5メートルの亀裂が見られました。このことは覚えておられますね。その後、表面だけは修復されていましたが、内部は心配です。もしもプールのような窪地の暗渠が土砂で埋まれば、そして出先がなくなって、大量の水が溜まればと、非常に危惧するところです。開の池ため池の土砂流入の検証と一緒に参加された副町長は、今その状況についてどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（雪野栄二君） ただいま10番議員の本田議員からの御質問でございます。

平成23年に、その当時、経済課長をしておりましたので、現場に出向きました。

御指摘の件につきましては、その手前のみかん園の造成に伴う土砂の流入で、新幹線のため池に土砂が流入したということです、それに関連しまして、本田議員と一緒に林道を上にのぼりまして、確認をしました。その対応につきましては、経済課の担当で、年に維持管理を契約して、その雑木等の草刈り等を経済課のほうで、毎年、維持管理の契約をしております。ただ、御指摘の木の葉とか枝とか、そういうのにつきましては年契約でございますので、維持管理とともに担当課のほうでの確認というのが、今後も必要と思います。

先ほどおっしゃいました、県が用地買収しておりますところ、またはそれを埋めてあるところ、その流末排水については、御指摘のとおり、小さいんじゃないかという形で、県のほうにもその当時、指摘はしましたけれども、排水込んだ流量計算をして、よろしいということでございますので、今後は経済課のほうの毎年の維持管理のほうで確認をするということでやっておりますので、よろしく願います。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） その当時の状況を一緒に見ましたから、その通りだったろうと思います。

さて、私も2日前にもまた見に行きました。それで、カメラにも撮ってきておりますが、その窪地ですね、窪地といっても本当にプールのごつ広かところ。そこにこのくらいの暗渠のいっちょ付いとるだけです。そして、今行くと、もうそのプール内にたくさんの大きな木が茂っております。そして、もう周りはずっと斜面になっとなって、もういつその大豪雨のときに土砂が流れ込んで、下が詰まるという可能性というとはもうたくさんに考えられるところだろうと思います。それで、ぜひそのプールのような窪地への土砂の流入を食い止めるため、暗渠周辺の対策について、何か知恵があったら、何かありませんか。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） その数カ所の窪地につきましては、ちょっと私のはっきり把握しておりませんので、今後、副町長と再度、現地のほうに行きまして、対処できる方法があるか検討してみたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） その際、声をかけていたただけならば、私もついてまいりますので、ぜひ本当にそこが詰まって、山の斜面からどンドン水が溜まって、その重みで道路を決壊させたら、下流域の方々にはたまったものじゃない状態が出てくると思いますので、危機感をもって対応していただきたいと思います。

それから、それに関連してもう一つ、今、暗渠のことはとにかく詰まらんごと、

何らかの対応をお願いしたいということと、もう一つは先ほど開の池ため池へ土砂の流入があったことを述べましたが、その後の対策として、みかん園の下部へ砂防ダムの建設が計画されていたと思いますが、その後どうなったのでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 宮尾川、瓶焼川以外のあそこのみかん山の上部でございますか。

○10番議員（本田眞二君） はい。

○建設課長（古澤 平君） その部分についての砂防ダムの建設については、ちょっと私の知らないところでございます。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（雪野栄二君） その当時の事案でございますので、その当時のことを御報告申し上げます。

ただいまの案件につきましては、みかん山の造成というのを先ほど述べました。それに絡んで、下流域のため池に入ったということで、県の林務のほうの調査も行ってもらい、地権者までの調査も行って、計画はその当時ありましたが、用地等の交渉で現在のところは着工されておりません。ただし、みかん園の中に2カ所、その農家の方が2カ所、自主的に沈殿池を大きいの中ぐらいのを造られて、現在のところは事が大きくならないように対応はしてあります。入るたびに砂はその業者さんが上げていらっしゃいました。以上です。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 先ほど、万が一、道路が決壊した場合、このプールのようところに水が溜まって決壊したときの対応策として、今質問をしとるわけですから、かけ離れた質問ではありません。その当時、経済課長をされとった雪野さんから何遍かその当時、なかなか地権者と交渉がうまくいっとらんとか、県のほうでもまとめきらんというごたる答えをいただきました。ただ、それがそのままになったということで、もしも今からの協議や計画であるなら、まだ先ほど2カ所のちょっとした窪みで砂が完全に取れとると思えませんので、今からの協議や計画があるなら、それも併せて、そのこともみかん園からの土砂の流入も併せて、下流域には民家がいっぱい点在することから、万が一の防火林道決壊も考慮に入れて、大規模な砂防ダム建設を県に要望してほしいと思います。そうすることで、下流域に点在される民家をお持ちの方々も安心して暮らせるのではなからうかと思うわけです。それで、県に単にみかん園からの砂の流入を食い止めるということだけでなく、防火林道の決壊も考慮に入れて、万が一の対策として、あそこにみかん園の下のところ、砂が流れてきよるところに大きな砂防ダムを1基、県などに申し入れ

をしてほしいと思います。総務課長とか建設課長の後押しも必要と思いますが、総務課長、この件についてはどう思われますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 今、御要望がございましたけれども、内部のほうで検討して、その方向になれば、その力を注いでいきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 建設課長も一言お願いします。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 一応県のほうの砂防の担当のほうがおります。まず、砂防として対応ができるかというのは、調査をしなければわからないと思いますので、一旦その今、3カ所プールがあるところを確認いたしまして、必要に応じて県の担当のほうに相談をしたいというふうに考えております。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） ぜひ3基の窪地を検証されて、本当に詰まった場合の、豪雨がそこに溜まったときの予測も立てられて、1回は道の中に亀裂が入って、道路面の亀裂が入った下部のほうはちょっとずれとったですから、かなりザーンていく可能性というとも、そういった視点に立って検証をしっかりとっていただきたいと思います。その後まとまったなら、県へ強く申し入れをしていただきたいと思えます。お願いできますか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 窪地関係の件、そして暗渠の件、そして砂防ダムの件ということでございますけれども、建設課長のほうが今申しましたとおり、県の担当課、その砂防担当も含めて、これまでのいろんな経緯が、現在の担当は経緯もわかりませんので、町の職員、そして本田議員も御同行いただければ心強く思いますので、県の職員も含めて、これまでの流れをもう一回確認しながら、今後どういった対応をすべきかということで、そのの現地でも今の変わった現状も把握いただきながら、今後の対応について詰めさせていただきたいと思えます。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） よろしくをお願いします。

それでは、3番にいきます。宮尾地区は県指定の土石流危険地域で、上空写真では2カ所丸を付けてあって、かなり大きい、県からいただいた土石流指定地域の航空写真が公民館には常に貼ってあります。皆さんやっぱり心配されて暮らされとるわけです。そのことを根底に3番の質問を行います。

先ほどの回答では、状況を注視とか、今後調査とかの答弁をいただきましたが、

まず本地域には2カ所の地滑り危険箇所が県より指定されています。陳情箇所の宮尾川流域で、50年以上前に集中豪雨により県道を決壊させる大土石流が発生しています。そして、その対策として、砂防ダムや流路口が建設されております。流路口が宮尾川になるわけですが、当初は流路口と思われにくいくらい小さいので、ただの川ば三方張りしてあると思いましたが、県よりの説明で、その当時の規格の流路口だそうです。建設されておりますが、当時の算出根拠に基づいた規格と思われるため、現在の想定外の集中豪雨には対応できないと予測できます。その後、県指定の一方の瓶焼川流域では、これは小岱焼あたりがあるほうですね。瓶焼川流域では、かな大規模な砂防施設が設置されており、比べてみれば過去に地滑りが起きた宮尾川流域の対策は不十分としか思えず、近隣の住民は常に不安を抱えておられます。陳情書提出が表しているとおります。この2地域に対する現状の対策の違いについて、認識を共有できるでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 平成27年の2月5日の日に、県と、それから宮尾地区の代表区長である区長と、それから議員も一緒に立ち会われて現地を確認され、そのとき一応時期が2月5日ということで、県の担当のほうも一応流路口としては前の規格のものであるということで、そこは認識した上で持ち帰っておってという話を聞いております。28年度にその対策について協議を行う予定であったが、ちょうどその28年度に大災害等が起きましたので、今の担当のほうに確認いたしましたところ、もう一度、その上流域の調査を行って、その調査の結果をもとに、いろいろその検討をさせていただきたいという回答がまいっております。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 上流域には防火林道があります。また、防火林道直下にはダイナマイト掘削による新幹線トンネルも通っております。昨年の大地震と併せ、当然、地盤は傷んでいると思われれます。集中豪雨の際、林道の決壊と県指定の地滑りが同時発生いたしましたら、過去の大惨事を上回る被害を想定できます。飛躍しすぎの認識とは思えません。陳情書での要望どおり、宮尾川流域の対策を急ぎ実行できるよう県に強く要望していただけるでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） これにつきましては、当然、県も調査をされるということで回答が来ておりますので、早急な29年度早いうちにそういったことの災害等が起きる前に調査等も行いまして、早い動きで対応していきたいというふうに考えます。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） ただ現場だけを見るでなく、上流域に防火林道があって、

そこに先ほど申し上げました、こっちの防火林道が決壊する恐れのあるプールのよ
うなものが三つありますが、それが全体に絡んどるです。だから、暗渠が詰まった
ときがすべてだろうと思いますが、それとやはりもともと地滑り指定を受けるため
には、その上流域に何か所かの亀裂が発見されたから地滑りの危険指定を受けとる
わけですから、単にその地域だけじゃなくて、防火林道のことも、それと地下をダ
イナマイトでばんばんばん掘っていっとるわけです。それから、去年の大地震、
併せたところで県に、中は見えませんが、そういったことも考慮に入れて検証を
お願いしたいと思います。そのところはお願いします。

それから、今度は4番にいきます。この質問については、立山秀喜議員がこの前
の3月議会に行っております。答弁として、県管轄の河川につき、限られた予算内
での事業になり、なかなか進まないのが現状と回答であったと記憶しております。
しかしながら、去年の集中豪雨の際、夜中の12時過ぎ、宮尾区の私のところのそ
ばになるわけですが、県道に架かる杉本橋、かなり大きな橋で、交通量も多い橋で
す。あそこがあと30センチほどで橋桁に浸かるような状況になっておりました。
そこまで上がったのを見たのは初めてだったです。それで、30センチで浸かるよ
うな水量まで増水しておりました。結果、近隣の田畑は水没してしまいました。こ
のことは、時間当たりの雨量が多かったのも当然とは思いますが、橋の下に大量の
堆積物がもう限界を超えている証拠だろうと思います。

そこで、河川の美化とかでなく、災害を防止するという観点から、県に強く要望
してほしいと希望するところです。特にうちの下ところが増水で、もうかなり水量
が上がったときには、流れきらんでどんどんどんどん上流にそれが伝播していくも
のと思われま。それで、せっかく堆積物を除去されるのであれば、なるべく下流
域から自分げの近くば希望して言いよるとじゃなかです。なるだけ下流域から除
去ばしていかれたほうが、増水を抑えるという意味からいくなら、より効果的と思
われま。その点について、まず下流域からのほうが効果的という認識について
はどうですか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 先ほども町長のほうからありましたけれども、最近1時
間に60ミリを超えるような大きな雨が降っております。ほかの地区では100ミ
リを超えているような大きな雨が降っております。ちょうど杉本の上流側につきま
しては、川が蛇行しております。ちょっと私のほうも確認いたしましたけど、ちょ
うど杉本橋の手前付近の、上に向かって左側の部分、たくさん土砂が堆積してあり
ます。この部分につきましても、県と実際に立ち会いを行って、今、要望箇所とし
て上げている部分につきましても、高久野の継続事業をお願いしているところでご

ございますけど、現地の確認を行って、強く要望したいというふうに考えております。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） なるべく自分げに近かほうから工事をしてほしいという意味では全然違います。例えば落合が浸かるとも、二小のところを下げたことによって浸かるところはなっとったはずです。今回は浸かりました。下流域からとにかく取っていったほうが効果的だと思いますので、その点を強く県に要望してほしいと思います。

県に対しての要望がかなり多かったと思いますが、その後、何分県のことですというごたる答弁は要りませんので、とにかく実現することだけを願って、質問を終わります。

○議長（酒見 喬君） それでは、10番議員の質問はこれで終了します。

昼食のため、1時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

10番議員は終わってしまいましたので、3番議員の質問を許します。3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） こんにちは。3番議員の井下でございます。

今回は、先般通告していただきましたとおり、一般質問をただいまから行います。

少子高齢化の現代、各小学校における児童数については、若干の増減はあるものの、やはり下降傾向にあると思われれます。そこで、今回は現在の小学校の現状と今後についての傾向と対策について、提案を交えながら、いくつかお尋ねしていきたいと思います。

まず一つ目は、各小学校の児童数の推移について、また今後はどのように町として予測をされているかです。

そして、二つ目は、小学校の統合についてです。最近、町民の方たちの中からも、児童数の減少を心配される方も多く、そろそろ統合かという声も耳にします。そこで、現在、町はどのような考えでおられるのか、はっきり聞かせてほしいと思います。

三つ目は、少ない児童数での学校の授業、特に団体で行うことの多い体育、主に球技等がございますけれども、それとコーラスや合奏といった人数を要する音楽などにとって、十分な取組が各小学校でできているのか。

四つ目は、この減少している児童数においても、あえて現在四つの小学校があり

すけれども、その存在意義をどのように町として捉えているか尋ねます。

最後、5番目の質問ですが、今の小学校に対して、何か今後取り組み等、計画されていることがあれば、それを教えてください。特に今、英語の幼児教育がこの南関町でも大きく進められております。中学になれば、ALTにより、さらに多くの生の英語に触れることができますが、それまでの6年間で非常に大事になってくると思われま。ここをどうつないでいくつもりなのか、そこらあたりについて考えがあれば教えてください。

あとは自席にて質問を続けさせていただきます。明快な答弁を簡潔にお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 3番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 3番、井下忠俊議員の、小学校の現状と今後についての御質問にお答えいたします。

まず、①の各小学校における児童数の推移と今後の予想はどの御質問であります。平成29年度の小学校全体の児童数は390名で、小学校別では第一小学校が138名、第二小学校が90名、第三小学校が104名、第四小学校が58名でございます。10年前の平成19年度と比較しますと、全体数で33%減少し、学校別では第一小学校が37%減、第二小学校が29%、第三小学校が13%、第四小学校が52%減少しております。

今後の予測でございますが、全体児童数では今年度が最も少なく、今後は増加に転じていくと見込んでおります。平成30年度は全体で416名、31年度は430名、32年度は432名との予想であります。現在の1歳児が入学する平成35年度の児童数を予想しますと、全体児童数が429名、学校別では第一小学校が133名、第二小学校が69名、第三小学校が125名、第四小学校が102名と見込まれます。平成29年度と比較しますと、全体では10%の増加とはなりますが、小学校別では増減に大きな差があり、国全体での少子化に歯止めがかからない状態が今後もさらに続けば、状況は楽観できないということは言うまでもないと思われま。

次に、②の小学校統合についての考えはどの御質問ですが、住んでよかったプロジェクト推進事業の成果が見えている間は、今後も統合よりも地域活性化に力を入れて、この事業の効果・拡大にさらに尽力していきたいというふうに考えております。よって、現在のところは統合は考えておりません。

次の③以降の御質問につきましては、教育長より答弁させていただきます。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 3番、井下議員の質問の3番目以降につきましてお答えをさせていただきます。

3番、今の児童数での授業に対する取組は十分かというお尋ねですが、十分というのをどのように捉えるかという価値観の問題があります。現在、学校ではチームティーチングのためのTT加配教育の獲得、それから少人数指導の少人数加配教員によって、行き届いた指導体制を取るという手立て、またデメリットであります、先ほどありました大きな集団で取り組む競争意欲の弱さへの克服策を取り入れさえすれば、授業の充実や学力向上を目指すことは、大規模校よりも効果が出る学校運営となります。克服策としては、やはり先生たちの課題に対する意識向上、そして資質能力の研鑽にかかっております。そのようなところを、現在、校長会等を通じて指導しているところです。

4番、児童数減少の中における4校の存在意義はということですが、現在、学校ごとの特色を出し合って、校長が先頭に立ち、特色ある学校運営を目指しております。教育委員会指導の下で今年度から小学校ごとに文科省版コミュニティスクールを立ち上げました。そして、地域とともにある学校づくりの促進・導入をしているところです。今後の展開に期待してほしいと思います。先日の小学校運動会への地域参画プログラムの運営も効果を発揮できました。御協力、たいへんありがとうございました。

5番、今後新たに検討している取組があればということですが、ただいま述べました文科省版コミュニティスクールも新しい今年からの取組ですし、この中には学校運営協議会という組織、既に熊本版コミュニティスクールを数年前に全校で取り組み初めていましたので、協議会組織はあったんですが、これを委員さんを今年度は教育委員が任命する形の文科省版に切り替えたということです。また、町の幼稚園・保育園、あるいは認定こども園、そして小中連携、この一体となった連携協議会を組織して、南関町の子どもたちの育ちは連携・協働して子育てに取り組むこと、学力・体力、あるいは心の教育、暮らしの健全な育成、そして子どもの夢の実現のための事業、こういったことを教育課題の克服のために、チーム学校、チーム南関町という形で推進していきたいと思っております。

幼児英語のことがお尋ねが加わりましたので、そのことを付け加えますと、南関町では平成30年度から学習指導要領では32年度から改定されます英語の取組、3・4年生で外国語活動1時間、4・5・6年生は2時間の英語ということで位置付けられたものを、30年度から先行して取り組み始めます。そのためには、今年度のうちに先生方の英語指導力に慣れてもらうということで、現在その準備を進め

ておりまして、9月からは子どもと先生ともに、英語を楽しむ「エンジョイ・イングリッシュ」の時間を設けようと計画中であります。

以上です。あとの質問につきましては、自席でお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） 答弁、ありがとうございます。

現在、町長を先頭にいろいろな政策の中で、人口増加に向けて政策を遂行されておりますけれども、町全体で見れば、やはりこの住んでよかったプロジェクト等が大きく貢献していることと思います。けど、今言われたように、平成29年から平成35年に関しましては、39名ほどの増加が予想されているようではありますが、今後、急激な人口の減少はないにしろ、やはり総人口が減ってきている以上、これはどうしても下降傾向にあることは否めないものと思われまます。

そういった中で、これからも町に対しましては、さらなる人口増加に向けて取り組んでもらいたいと思いますけれども、今聞いた中で、二小のことが少し減少がちょっと多くパーセンテージでありましたので、ここはちょっと気になりましたけれども、今回これはあえてここには触れませんが、このところにも注意を向けて、人口増加を図っていただければと思っております。ただ、それと同時に、教育の現場においては、児童数が減少したからといって、教育の質の低下につながるようなだけは、今後も配慮していただきたいと思います。

それでは、2番目ですけれども、こういった人口減少するだろうという中で、やはりこの2番目に上げている統合、今聞いたところでは、統合の考えはないということでしたけれども、私もまず今町長が言われましたところの、小学校を巻き込んだところの地域活性化、これに大きく小学校の存在は寄与しているものと思いますので、そういったところを追求していけば、今後、これは南関町に限ったことではないんですけども、新たな小学校としてのあり方につながってくるものではないかと思っております。しかし、具体的にはどうしてもこの問題は避けて通れないところもございますので、もしそういうふうな判断する時期が来れば、そのときは十分に検討を重ねていただいて、それぞれの地区にある小学校をやっぱり大事に思っておられる方も、それぞれの地区におられるわけですから、そういう人たちを十分納得できるような、そういった検討を十分に重ねられて、慎重にこのことは今後進めてもらう時期になれば、いってほしいと思っております。

この1番、2番は、もう一応現状の質問だけで終わりましたけれども、それで現在は、3番目に入りますけれども、統合の考えはないということですが、先ほど前で言いましたとおり、体育とか音楽、このへんに対してはどういうふうな、もし少ない中で取り組み等が、何か行われていることがあれば、それをちょっとお

聞きしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 教育課程カリキュラムというのは、教務主任が中心に各学校、管理をしていくわけですが、その中で去年から今年に変えた点の一つ大きくありますが、教務主任会のリードを校長代表を1名、ぜひ小学校長の中から担当として引き受けていただきたいということでお願いをして、一小の校長がその教務主任会の担当をし、そして指導係になると。元教育事務所指導課長経験者ですので、そういうことありまして位置付けていただいたわけですが、時間割を今おっしゃったような実技の切磋琢磨できるような時間割については、各学校同じ時間に、午後、揃えて、そしてお互いがどちらからか2校ずつペアを組んで、そして合同の例えば体育、あるいは合同の合唱練習とか音楽とか、そのような体制ができるように、それを毎時間やるんじゃなく、毎週やるんじゃなくて、一つの単元のまとめの時間にそういう活動を取り入れられるような体制を今年ぜひ実現したいということでお願いをし、恐らく球技の部門、それから陸上記録会だとか水泳記録会は4校全体、一つの町内行事として実施をしますので、そういうときに結果は現れるわけですが、そればかりでなくて、日常の単元学習の成果も交流できるようなシステムづくりということで、しかも体育の得意な先生がA・B両校一緒になったとき、A校の体育の先生、B校の音楽の先生というように、お互いが交流し合える時間をつくっていただきたいというお願いをしてきています。今後の実現を待ちたいと思います。併せて、同一校での低中高ありますので、2学年合同の体育での単元仕上げ、そういうのもまた取り組んでいただこうというふうに考えています。以上です。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） 今、教育長が言われたことを、自分もここに書いていたんですけども、その前に人数が少ないということであれば、これはこれでかなりのメリットになる部分も多いと思います。少人数でマンツーマンに近い状況で授業を受けられるということは、これは子どもたちにとってたいへん幸せなことじゃないかと思います。ただ、今言われたデメリット、これも自分は二つここに提案として書いていたんですけども、今二つとも教育長に同じようなことを言われたんですけども、例えば1時間1時間、週に2時間ぐらい体育の時間があれば、それを2時間一緒にして、そして町民バス等を利用できれば、移動して、片方が移動すれば、片方の移動時間だけで済みますから、それで一緒にやっていく、これを2校、一小と二小、三小と四小、または一小と四小、二小と三小、そういうような入り乱れてやって、時間的に許される部分であればやっていきながら、前は自分たちの小さい頃は4校合わせて球技大会等もありましたので、こういったのを年間1回、2回、

3回、数回でも構いませんから、どうせ中学校になれば、ほとんどの生徒がまた一緒にになります。ですから、そういうところで顔を合わせたり、そういう競争力をもたせていくのも一つの策じゃないかとは思いますが。

それともう一つ言われたところも、自分たちが携わっているそのスポーツで、空手があるんですけども、それは6学年がありますけれども、パートごとに1年・2年、3年・4年、5年・6年と、3パートに分けられて個人戦があります。ですから、5年・6年になってきたら、男女ともに体格差がいろいろ出てくると思いますが、そこは下の学年が上を負かそう、上の学年は下には負けられない、そういった競争意識もそこで生まれますので、こういった三つに分けて、一緒に学年をまたいで授業をやるということも、これは一つ面白いかなと思いますので、今、教育長も言われましたので、ぜひそのところは可能な限り取り組んでいてもらいたいと思います。

やはりこれも子どもたちに責任は何もないです。ですから、児童が少ないためにあれができない、これができないと、そういうのはもう言わないようにして、できればしっかりとした環境を町で、子どもたちにはつくって、そんな中で子どもたちにはのびのび学校生活を送ってもらえればと思っております。

それから、4番目ですね。今言われた文科省版コミュニティスクールと地域とともにある学校づくり、これはぱつと言われて、非常に何か立派なことのように思いますが、詳しくはどんなことなのか、もう一回ちょっと紹介してもらえますか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 初めて聞かれたかと思いますが、文科省がもうずっと、平成でいいますと、23年にスタートさせた事業なんですよね。学校運営協議会制度、南関町あるいは県内でも学校評議員制度というのは、今まで耳にされたことがあると思います。この評議員制度は学校の活動を外部の方が見ながら評価をする。その先生たちが自分たちで評価したものと、あるいは子どもが先生たちの授業にどう反応するかを親が評価すると、また別の学識を持った方々が評議員になって、そういう制度でしたけれども、それはあくまで周りから圧力をかけるといいますか、そういうやり方ですよ。そうじゃなくて、もう地域とともにある学校の言葉にあるように、運営協議委員さんはその学校を自分たちの地域、先生たちは何年かで人事異動で代わります、校長先生をはじめ。何年かおつたら、もう前、どんな教育があつたかさっぱりわからん、また新しい方向変換がされたというふうなことじゃなくて、地域の学識を持った方々を運営協議会委員とすれば、地域をずっと長く、自分たちの地域は自分たちでずっと子育てから青年まで見ていくというようなこと

ができて、南関の子どもはもっとこんなふうに伸ばしたいという、長年の教育の方針を運営協議会のメンバーは持ち続けることができる。そういう方々によって校長先生の経営方針をもっとこうしてほしいとか言えるような体制づくりができるのが文部科学省版コミュニティスクールということです。

議員さんは一応メンバーからは外させてもらっていますけれども、地域のそれぞれの校区の保護者代表だとか、女性代表、あるいは元教職経験者、そういった方々から校長の推薦によって、推薦された方々を教育委員会が委員として任命するという形で、各学校5名ずつ選んで、そして校長の経営方針に対する意見を申し、またそれならもっと良い学校にするために、どんな活動を子どもにもさせようか、親はどうせにやいかんかと、地域の人もどんな応援をしようかと、学校応援団事業などをもっと充実させるためのシステムが文科省版コミュニティスクールです。以上です。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） 今聞いていましたら、やはり学校の先生は異動が必ず伴います。そんな中で地域の人がある程度の主導権をもってやれるということは、自分も今初めて聞いたわけなんですけれども、非常に地域との密着性ができてくると思いますし、都会だったり、田舎だったり、学校に格差とか、学校の違いがありますけれども、そのこの地元にあった小学校というのができていくんじゃないかということを考えれば、これは素晴らしいことかなと思いますので、学校の先生よりにならずに、ぜひやっぱり地元のそういった有識者の方がおられれば、そういう方たちにも学校の運営をある程度担ってもらえるような形で進めていってほしいと思います。

それとはまた、その地域とは別なんですけれども、もう一つ提案ですけど、ここに「南関の伝説と昔話」という本があります。これはこういった昔話は、以前は子どもたちは親から、親はまたその親からというように語り継がれてきた話も結構あると思います。しかし、最近家族形態の変化等から、またその他の要因もあると思いますけれども、こういうことがほとんどなくなってきたように今思っております。

そこで、まだこれ以外にも南関にもやっぱりこういった話を綴った本はいくつかあると思いますけれども、これはそれぞれの校区が、話が校区名と一緒に載っておりますので、その内容ごとに学校の授業で振り分けながら、その地元の話を子どもたちに伝えていくために、授業として例えば国語あるいは道徳、こういった形でその授業に取り上げることはできないでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（島崎 演君） 今、議員のほうの御提案といいますか、南関町の伝説と昔話というような本も持っただきまして、私も同感でございます。子どもたちに南関町のふるさとの語り継がれた物語、そういったふるさとの郷土愛も強くなると思いますので、学校のカリキュラムの中で検討できる分については、その冊子を学校で配布し、そして学校で子どもたちに読み聞かせといいますか、話していただく。また一方で、学校の応援団のボランティアの方々も朝の読み聞かせ等も行って、協力していただいております。この時間の中でも、ぜひこういった昔ながらの南関のふるさとを綴った物語をぜひ語っていただいて、子どもたちにぜひ知っていただいて、それがふるさとへの深まりにつながるのではないかなと思っております。ぜひ今後検討し、実現をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） 前向きな答弁、ありがとうございます。

この昔話を、この1冊ですけれども、読んでみましたところ、そう無駄もないし、意味のないものはあまり載っていません。面白いのは、まず面白いです。そういうところから、子どもたちの道徳心にもつながると思えますし、情操教育には本当にこれは役立つんじゃないかと思っております。今、課長も言われたとおり、これにも書いているんですけれども、本当に読み聞かせなどに利用していただいたら、今までは実の親から、そのまた親からという話だったんですけれども、今度はよそのお母さんとかお父さんから読み聞かせをしてもらえれば、また違った形で今の時代に合った親から子どもへつながるような、そういった話のつながり方になってくるんじゃないかと思っておりますので、もうこれは授業と同様、授業としては取り入れらるっとですか。それは言われたですかね。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 地域の学習というのは、学年に応じていろいろな形があるわけですが、1・2年生は生活科で地域探検学習というのがあります。それから、3年生じゃ、私たちの南関町を知るという勉強が社会科で出てきますので、それから上学年は地域を知るための総合的な学習、地域探検学習、中学校も一緒です。そういった時間には当然学習できますので、いかに学校がアイデアをどこに重点をおいて学ばせるかが学校のアイデア合戦であるかと思えます。併せて、町内の校長以下、中核以上となる先生方を集めて、月1回以上、教育懇話会というのを教頭が主導してプログラムを組んで勉強会をやられていますが、私が最初に毎年講話する中で、南関町の先生方は県から辞令はもらっているけれども、南関町の教職員となった以上は、南関町の歴史・文化・産業・伝統、こういったことをしっかりとわかった上で、子どもたちを南関の子どもとして育ててもらいたいと、ふるさとを愛する子ど

もを育ててほしいというふうに強調して、毎年話をさせてもらっております。付け加えました。

○議長（酒見 喬君） 3 番議員。

○3 番議員（井下忠俊君） そこまではもう学校のその異動されてこられた先生たちにも、考えをもってあたられているということは、非常に有り難いことだなと思います。

今、その地域探検学習というのを聞いたわけですが、今こういった話をその小学校の側にでも御存じの方がおられたら、実際読み聞かせとは別に、学校に来て話をさせていただいたり、またそこに時間があれば、保護者も一緒に聞いてもらえれば、なるといいんですけど、そういった時間の振り分けとか、そういうのもできればしていただきたいと思ひますし、学校からもそういった方がおられれば、そこを訪問して、その人の自宅で話を聞かせていただくとか、いろんなやり方があると思ひますので、いろんな形で取組をやってほしいと思ひます。

ここに新聞の切り抜きが2枚ほどあるんですけど、今年の4月18日の新聞に玉名のNPO法人が親子で読んでほしいということで、熊本の神話を冊子にしたという記事が載っていますし、また産山村では「実は神様が生まれた(らしい)すごい村」ということで、これは早く言った者が勝ちかなというような内容にも思えるんですけど、そういった村にまつわる神話や観光スポットをまとめたガイドブック「産山村取扱説明書」等を地方創生加速化交付金ば利用して、3,000冊ほど作成したという新聞が載っております。これは非常にいっぱい作っております。薄っぺらなのでもいいですから、そういうのを作って、できれば学校で配ってもらえたら、もう少しこういった話もみんな感心持ってもらえるんじゃないかと思ひます。

南関には、これは玉名は熊本県全部でいっていますけど、南関にはこういった話が南関に実際あるわけですから、本当に南関町には宝が埋まっているようなものです。もう作ろうと思えば、すぐ南関でできますので、ぜひこれはよろしくお願ひしたいと思ひます。

坂下のくるま川のカップ、床寺のカップ、久重の三池山の大蛇、関東の太閤水、大原東豊永の天狗の話、今でもその後が残されているところもありますし、有り難いことに今南関町の文化協会ですかね、懇話会の皆さんによって少しずつ記念碑も建てられております。そこを学校で一緒に見に行かれたりとか、そういうのもまた付け加えて計画してもらえればなとも思ひます。

これは事業とはちよつと離れますけど、こういった話を連続物でも短編でもいいですので、広報「なんかん」とかに掲載したらどうかとも思ひますけれども、よ

り多くの人にこういった地元の話を知ってもらうにはいい機会だと思いますけれども、総務課長、可能ですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 原稿が刊行物として作成されているものにつきましては、当然、著作権等が絡んでくるのかなというふうに考えますし、その著者の方あたりが許可されるなら、教育課と連携しながらでも、そのような形で進めていけたらと思います。連載物で人権の話とかがございますけれども、そのような形でコーナーをつくって作ることは可能かと思います。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） いろいろ聞きましたけど、これは根っこは南関町の昔話という、昔からある本にあって、それを宮尾先生、高木先生、久富先生あたりが編集されたということを知っていますので、そのへんの著作権に関しては、教育長のほうが何とかしていただけるんじゃないかと思いますので、もしそれが可能ならぜひ取り組んでもらいたいと思います。

5番目に移ります。小学校での外国語教育の授業での取り入れということを先ほど教育長が話されましたけれども、自分たちは中学校になって初めて英語を学んだときに、文法で入ったわけですので、まったく面白くありませんでした。今、幼児教育に行ったら、もうどっちかといえばTOEICに近い状態で、日常会話のほうに力を入れて、楽しく子どもたちが勉強しています。この小学校は今の考えからいったら、文法なのかTOEICなのか、どちらの方向でいかれるつもりなのか、またその勉強のやり方をどのように考えておられるか、そのへんをちょっとお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 先ほどエンジョイ・イングリッシュと申し上げましたが、英語の領域は4領域なんですよね。聞く・話す・読む・書く、読む・書くが文字の世界、話す・聞くは耳の世界ということで、まずは耳の世界から入れるというのが、もう英語の学習の今の新パターンというか、私たちと真反対。文字から入ってしまったために、カタカナ英語になってしまったという、受験のためのですね。意味学問からの英語こそ、コミュニケーション力の大きな国際的に活躍できる、会話ができるという力になるかというふうに考えます。

先生方もどちらかというと、その文法方式で勉強して、全くもう大学まで英語は単位を取ったにも関わらず、英語をしゃべる人を出会うと、あとすざりをせざるを得ないというような実態がありますので、そういうことがないようにするために、玉名市が数年前から玉名学で、ここでも話したかも知れませんが、取り入れら

れたのがエンジョイ・イングリッシュで、それこそ先生たちはもう力が付いていないことはわかっていたので、とにかく子どもに付いて、先生たちもそれこそ話す・聞くの会話のほうをDVDを通して身に付けてもらおうということで、夏以降に各学校取り組んでもらおうと思っているのが、業者が製作している、これは大阪の先生方に10年間ほど会社のほうから研究を依頼して作り上げた教材というのがあるんですが、朝の自習の時間に5・6年生はそういう授業形態に来年からなるわけですが、朝の自習の時間に5・6年生はそういう授業形態に来年からなるわけですが、週3回、15分を3回すれば45分の小学校1時間分の授業ができるわけです。その学習をモジュール学習といいます、そのモジュール形態で先生と子どもと朝自習の時間にDVDをしかけながら、一緒に英会話を楽しんでもらう。そういう取組からこの9月から以降は、来年3月まで取り組んでいこうと思っております。4月以降は、もうそれは1年から6年まで全部の先生です。夏に研修をやりまして、業者のほうに説明に来てもらって、やり方をマスターしてもらいますので、それを基に9月からスタートして、そして1年生もせっかく幼児英語教室で勉強したのを、ALTの先生が月1回しか来ないじゃなくて、毎週、あるいは週2回でも朝自習をやろうというふうにはまられる先生があれば、週2回でもモジュールの形式で朝自習を英会話のDVDを見て一緒に楽しむと。そんなやり方で、まず発音慣れからやってもらおうというふうを考えております。以上ですが。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） 今聞いていましたら、そういうふうな授業を自分たちも受けたら、もうちょっと英語がしゃべれたんじゃないだろうかと思うような形で進んでいくものと思いますけれども、先生を採用する場合も、やはり今までの英検の何級を持ってあるというよりも、逆に今から先はTOEICの点数の高い先生をできるだけ南関町に呼び込んでもらって、それで生の英語に近い形で、まず今教育長が言われたように、耳から入っていくような形にすれば、もっともっと子どもは楽しく勉強できるんじゃないかと思えます。

実は、数年前から、鳥取県の教育委員会が、これは中学校なんですけれども、英語力向上対策の一環として、日常的に英語に触れることができる場所、これはもう生徒がどこの学校でも減少している中、空きの教室というのが必ず出てきます。そこを利用して、「イングリッシュ・シャワールーム」、こういうふうに名前を付けて、文字どおりその教室に入れば、もうほとんどALTの先生でも、英語をしゃべれる人でもいいです。そこに入ったら、普通に英語を片言でも話せるような環境づくりをして、もう文字どおり目から耳から、シャワーのように英語が体に浸透していく、そういう時間を作ろうということで、これはジェットプログラムで英語指導を行う外国青年招致事業によるALTの先生をそこに昼休みの1時間とか、放課

後の1時間、そこにいてもらって、子どもたちは自由にそこに入出入りをする。その中で英語を自然と身に付けて学んでいく、そういう取組が、これは鳥取県全体で教育委員会のほうで行われておりまして、これは県全体の予算ですので、2,265万円ほどありますけれども、お金はやっぱり必要になってくると思います。それでもこれは県じゃなくて町で取り組んでいけば、もう少し身軽に小回りもできていくし、それ以上のことが子どもたちに還元できると思いますし、またこれを小学校で取り入れていけば、6年間で幼児教育から中学校のALTの授業の間の6年間でうまくつながっていったら、そのような形で一歩も二歩も進んだ英語教育に力を入れていけば、これは新たなまちづくりの一環にもつながってくるんじゃないかと思えます。こういうのはすぐに予算も必要になりますし、すぐはできないと思いますけれども、こういうことに対しては教育長はどんなふうな考えをお持ちですか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） DVDでいつまでもというわけにはいきませんので、当然ALT、いわゆる英語の生の発音を聞ける先生というのが当然必要になってきます。傍聴席にもおられますけれども、ナイスアカデミーというのが南関町にはあります。街中英語塾の先生のお力も今後必要になってくるかとも、私は考えているわけですが、あるいは長洲町では今年から小学校低学年からバンテージジャパンのほうにもう一人の英語の指導の先生が入られたということで、2人体制で長洲はもうスタートしたわけですね。そのようなところをどのようにするかは、今後、町長部局と協議をさせてもらいながら、あるいは議員さんのお力を借りながら、検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） まだ、これはそうどこでも多く取り組んでいるところは少ないというか、ほとんどないと思います。できれば、南関町が一歩も二歩もリードするような環境におくために、そういった取組をこれは絶対もう必要、要らないんじゃないと思いますので、できるだけ検討されて取り組んでいくほうにもっていったらもらえればと思います。1年でも早ければ、それだけ早く子どもたちも英語に触れることができますので、英語だけがどうのじゃないんですけれども、そこを一つこれからの社会、どうしてもそういう必要になってくると思いますので、ぜひ取り組んでいてもらいたいと思います。

見栄張って90分と言っていましたけれども、教育長の答弁があまりにもスムーズに受け入れてもらいましたので、本当に早く終わってしまいますけれども、まとめに入ります。

幼い頃から自分の町の伝説や昔話に耳を傾ける、そこから正しいことやいけない

こと、そういうことを学んで、またそういう宝物がいっぱいあるのが、この南関町です。そうやって、そういうところを多く利用しながら、素直に育てられた子どもが十分な英語教育を受け、そしてこのグローバル化された社会を堂々と胸を張って乗り切っていけるよう、もちろん今言いましたとおり、英語だけではありませんけれども、音楽、体育等、同じようなことがいえませんが、しっかりとした環境をつくってもらい、また子どもたちをその環境の中に落とし込むといった失礼ですが、押し込んで、そしてある程度強制力をもった形で子どもたちに接していけば、良い結果が来年、再来年というわけじゃないんですけれども、5年、10年、20年後には結果が出てくるんじゃないかと思います。そのことをしっかり申し入れて、予定より早くなりましたけれども、質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（酒見 喬君） 以上で、3番議員の一般質問は終了しました。

続いて、7番議員の質問を許します。7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 7番議員の鶴地です。一般質問を行わせていただきます。

予定よりも相当早く終わりましたので、いきなり準備してから、心の準備ができておりませんでしたけれども、今から始めたいと思います。

私のほうからは2点質問させていただきます。1点目の通学安全対策については、千葉県での保護者会会長による幼児のとんでもない犯罪ですね。それから、大阪では通学中の道路で暴走行為、これは未必の行為による殺人未遂そのものだと思います。京都市では、通学中の児童の列に暴走車両が突っ込んだ事例、いろんな通学中における重大事故が、犯罪が目立っております。南関町でも、いつ発生するかわかりませんので、事故防止や犯罪防止に向けた取組状況と対策強化、不審者情報や犯罪の恐れ、事件・事故の発生状況について質問するものです。

2点目の教職員の職務負担過重については、昨今、教員の労働時間の長さが新聞紙上等で取り上げられる事例の増加を見て質問するものです。どうも成績向上ばかり目を奪われて、目に見える形を求めすぎてはいないか。計画書や報告書の作成、事務量が増えすぎて、子どもとふれ合う時間が減っているのではないか。不登校やいじめの問題、携帯やスマホによるSNSの問題で、個別対応に追われてはいないか。いじめや自殺の問題など、児童・生徒とふれ合う時間が取れていれば防ぐことができた事例があったのではないか。学習指導要領も大切ですが、教育のゆとりの必要性についての議論がないように思えてなりません。教員の事務負担やPTA対応、個別対応を軽減し、子どもと向き合う時間の確保に向けた取組が大切じゃないかと思い質問するものです。

以後の質問については、自席より行わせていただきますので、よろしくご

たします。

○議長（酒見 喬君） 7番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 7番、鶴地仁議員の、児童・生徒の通学安全対策についての御質問にお答えいたします。

通学の途中で交通事故や犯罪の被害者となる事例が多発している。安全対策強化への取組はとのことですが、町では平成24年4月に京都市で発生しました痛ましい登校中の事故を受けて、同年8月に小学校の通学路の緊急合同点検を実施し、必要な対策について関係機関で協議を行い、対策事業を実施してきたところであります。

そのような中で、平成27年7月に、引き続き通学路の安全確保を行うために、県、警察、学校、町の関係機関の連携体制を再構築し、南関町通学路交通安全プログラムを策定しました。以後、毎年、新たな危険箇所の点検を関係機関合同で行い、対策の進捗管理、通学路の安全確保を図っているところであり、児童・生徒の命を守る安全対策は、行政機関及び学校と保護者、地域の共同によって取り組むことが必要であると考えております。

その他、児童・生徒の登下校中の安全確保のため、PTA組織をはじめ、地域住民、学校応援団に登録していただいている方々に幅広く協力をいただいているところでございます。

教職員の職務負担過重についての質問につきましては、教育長より答弁させていただきます。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 7番、鶴地議員の、児童・生徒の通学安全対策について、まずお答えさせていただきます。

子どもの命を守るための安全対策というのは、学校と保護者と地域の共同によって取り組むことが必要です。過去にも課題に出されて以来、児童の下校時には防災無線放送での地域住民の皆さんの見守り活動を呼びかけています。一人下校の禁止対策、あるいは暗くなつてからの見守り、特に南関中学生の下校の指導を、年間を通じてPTA組織で輪番で担当されており、たいへん感謝をいたしております。また、「子ども110番の家」の設置には、郵便局や商業関係の方、あるいは賛同の家庭に御協力してもらっていますが、今年発生した無人宅での事件、こういったことについてはこの見直しも含めて、学校応援団事務局が今再度、取組を始めなければならないということで、準備に取り掛かっております。

それから、教職員の職務負担過重についてのお尋ねでございますが、まず町内の小中学校の勤務時間等の実態から述べますけれども、毎月、月末にすべての学校で勤務時間等の集計をしていただきまして、そしていわゆる過労死ラインといわれる月80時間を超える超過勤務、その実績については報告書を提出してもらっております。町内四つの小学校の先生方の超過勤務状況というのは、一番負担がかかっているのは教頭、教頭の中には100時間を超えるオーバーも月によってはありますけれども、80時間を超える勤務というふうなことで報告が、教頭の場合は年間のうちの8割ぐらい報告されます。それから、定時退勤あるいは特別な場合を除いては、もう夜8時以降の職員室のライトを消す、そういった指導を校長会を通じて徹底してきているところです。

ところが、中学校になりますと、先生方は部活動を指導し、その部活動も全部の先生に担当を割り振られております。その関係でなかなか帰るにも帰りづらい点もお互いに、2名体制で一部割り当てられていますし、結果的には部活動の指導で、生徒が帰った後にその日の授業の記録、あるいは翌日の授業のための教材研究をして退勤するという先生方も多いわけで、夜8時以降もやっぱり職員室の電気がついているという例は少なくないわけです。毎月必ず5名以上の中学校の職員は80時間以上の報告が出されておりますし、100時間を超える先生が3人、あるいは多い月には5人という実態があります。この100時間オーバーについては、労働安全衛生法によって産業医の健診を勧めるという努力義務が管理職に課せられておりますので、そこを校長指導しているわけです。

それから、生徒の家庭訪問、部活動、計画書、報告書等の作成等で、勤務時間が教職員を疲弊させてはいないかというお尋ねです。かつての学校の先生たちのあり方は、先生がもう一方通行といえますか、一斉指導でもって授業についていけない子どもは、勉強せん子どものほうが悪かということで片付いてきた過去の学校教育が大きく見直されまして、家庭の事情が多様化している今日、それに対応できる先生の指導力や資質能力が要求されておまして、また家庭の子育てへの考え方も多様化して、一人ひとりの個性を大事にした教育活動を展開していかなければならないということで、型どおりの指導では通用しない今日の学校教育です。当たり前のことを当たり前に取り組めない子どもの増加もあります。新人類とかつて呼ばれて、もう大分経ちますけど、そんな中でその子どもたちに対応できるかできてないかで、あの先生はよか先生、こっちはもう、うちの子はまったく見捨らすというような、おろよか先生のレッテルが貼られるというようなことも起こっています。それだけに、先生方がなかなか地域の方々とのパイプが詰まりがちになって、メンタルにいつてしまうという実態もあるわけで、その疲弊という言葉で出されましたけれども、

疲れた先生が休職に追い込まれていく姿もあります。町内も例外ではありません。実は、今月1人、病気休暇を取って休みに入られている先生もあります。本人の性格も影響しているわけですが、そういうような現実というのはあります。

それから、3番目、少子化に伴う学級減が続いている中での先生の指導体制への影響と対策はどうなっているかというお尋ねですが、小学校で現在、複式学級が存在するのが四小だけですよね、3・4年生、1クラスです。この3年の子どもたちと4年の子どもたちと全然違う教科書を1人の先生が1時間、両方に教えなきゃいけないわけで、去年はもっと厳しかったです。2年生には生活科、3年生は社会科を教えなん、同じ時間に。そういう状況で、これでは授業が成り立たないということで、町ではこのサポーターを1人、去年から教員免許を持った先生を支援員として入れました、複式支援員としてですね。そういうふうにして、必ず支援体制をプラスアルファしないと、どうしてもできないところには支援員を置くという体制をとっていますし、またこの四小では、国語科についてはその支援の先生が必ず付くことにしていますが、算数は少人数加配という別の先生がいますので、3年に担任が算数を教えるときは、4年生は少人数の先生が4年生を持つというようなやり方をしております。それから、ほかの教科については、特別支援学級、たまたま3年生にも4年生にも在籍の特別支援学級の子どもがおるものだから、その担任の先生がおられますから、ほかの科目は全部一緒に勉強するけれども、特別支援の担任の先生もその子と一緒に交流学級のほうに、親学級に来ますから、そこで先生が付いて、その3年と4年と別々に指導体制ができるという、うまい体制を四小は作り出してもらっています。そういうことで、今こういったことで、学級減が続いても指導体制に万全を期すというやり方をしております。

それから、小学校に比べて中学校が大変。3学級が2クラスに3年連続で減った関係で6名、3年間の間に先生が減りました。そこをどうしたかということですが、結果的には中学校等は県費職員の3名の加配指導の先生を希望したのが叶えられまして、3名プラスされました。学級は1個ずつ減っていますから、3名でいいわけですね。そういうことで、加配教員をうまく導入できるかできないか、これを県が認めてくれん限りは配置されませんので、これを獲得できたことによってクリアされております。ただ、1名、今病気休暇しておられますので、ここの部分を今、教務主任がちょっと厳しい状況に、兼務しながら担任もというふうになっているところなんです。しかし、このような措置をすることによって、指導体制に影響が出ないように少しでも人員を確保していくと、こういった人事に対して物を言える制度も文部科学省のコミュニティスクールです。今後もそういう考え方があれば、安心できますので、こういった制度を取り入れながら、今後も県に働きかけて、人

員確保をしていきたいと思ひます。

最後に、英語教育の取り入れなど、授業時数の増加に伴う生徒とのふれあい時間確保に向けた取組、お尋ねを裏返しますと、英語もまた増えるなら、いよいよ子どもとのふれあいの時間のまたのうなるではないかというお尋ねだと思ひます。これに対しては、文科省もなかなか方向性を最近まで出しませんでしたけれども、もう新聞で御覧になって御存じと思ひますが、総合的な学習の時間を当ててよいという案が出されました。まだ決定ではないようですが、それを30年度から南関町は取っていかうというふうにしております。ですから、時間割は増えないという中でやってもらうということです。だた、5・6年の1時間は足りませんので、大牟田市は5時間、午前中に授業をするように決めたようですけれども、そうじゃなくて、今までどおりの時間割の中で、総合的な学習を1時間英語、あとはモジュールで15分3回で1時間分というふうにして、時間割に無理をきたさない、そして放課後を空ける。小学校の部活動は社会体育化しますので、担任の先生も放課後、子どもと向き合う時間が来年度からは出てまいります。

そういうことで、少しでも子どもたちの悩みとか、学習のつまずきをそのままにして家に帰さないような先生たちの努力をお願いしたいと。やりがい、負担過重じゃなくて、負担感を取り除くように町がやっていくという姿勢を先生方に見せていきたいと思ひています。幸いに南関町に来たいという先生は、今もたくさんおられるそうですので、以上お答えして、自席で以後の質問はお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時04分

再開 午後2時14分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 通学中における近年の事故発生件数と内容はどうか。事件の発生や未遂でも結構です。それから、不審者情報の把握や注意喚起、周知、このへんはどういうふうにされていますでしょうか。

それと併せて、通学中の事故の傾向というのがあります。学年は小中高校すべての学校で共通して1年生が多いそうです。学年が上がるに連れて減少する。これは環境に慣れていないということだそうですが、そういうふうな学年による傾向と、それから登下校別、これでは小学校では下校中が60%、中学校は半々、高校は登校中が60%と、そういうふうな傾向があるそうです。それから、月別では、5月、

6月、それと10月、11月が多いそうです。本町では絶対数が少ないので傾向が掴めるかどうかわかりませんが、対策の参考にはなりますので、例えば注意喚起とか安全教育の強化月間とか、そういったものが出てきますので、関連がありますので、この二つをあわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 事故発生の把握、それから傾向ということで、まず把握の仕方はそれこそ事故が発生すれば学校からまず一報を教員委員会に必ず報告してもらおう。併せて、子どもの事故であれ、職員の事故であれ、教育事務所、玉名振興局の教育事務所ですが、ここに速報として上げると。その後、詳しい分析をして、そしていつどこで、相手がいたか、いなかったか、それから加害か被害か、そういうところまで詳しく報告を求めるようにして、最終的にはそれまでの指導のあり方はどうだったのかという学校長の反省、事故を起こした場合には本人の顛末書、それから教育委員会としての対応、また教育委員会としての反省、こういうのも全部、県教育長まで上がるようになっております。

傾向的なものは、子どもの事故の場合、やっぱり登校中の事故報告が最近特に集中しております。下校中の事故はありません。それから、学校内での事故というのは、もう体育指導が一番多いわけですけども、体育の時間、それからあとは昼休みに遊びの途中ですり傷だとか、そういうのは定例報告の中で上げてもらうようにしております。ちょうど今月号の新聞切り抜きが、テーマが通学路の安全ということで、ここには春休み明けは要注意とか、それから子どもの安全のほうも含めて、いろんな記事が述べられておりますので、これらは今後の指導に活かしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 私は、最初に件数を聞いたんですけども。通学中における発生件数、近年の。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 子どもの事故につきましては、小学校のほうは1件も報告は上がっておりません、今年度。中学校で2件、1件はしかも加害的な事故でした。過失ではありますけれども、下り坂を何かもう慣例になっていたようで、坂道、三小校区の中学生ですけども、国道に出る直前のあの学校の前の三叉路に出る前のカーブのところで、上ってきた車にブレーキが効かずにぶつかってしまったという。軽い打撲を、2日ほど休んだ事故でした。

もう一つは、もう自損事故で、中学でいうと1年生、自転車通学が始まって最初の頃が発生の傾向がやっぱりあります、慣れないということで。何か2日続きで起

こったものですから、また中学生が当たられちゃおらんかという心配、ちょうどパトカーがそこに通りかかって、自損事故だったということで、路側帯の石にぶつけて倒れて、周りの子がみんな心配して、今年に入って2件です。そういった状況です。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 不審者情報はどうでしょうか。私は2回ほど聞いたことがあります。南関高校前の付近で、小学生の通学路というかな、あのへんで何か変な感じの人が2日続けて立っていたというふうなことを聞いたことがあります。私が聞くぐらいですから、学校なんかにはすぐそういう情報が入るものだと思いますけれども、そのへんはどうでしょうか。入ってないですか、もう大分前です。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 不審情報については、小学校も中学校も情報があれば、必ず教育委員会にすぐ連絡もありますし、学校の安全メールで発信される、学校から発信されることもありますし、教育委員会から注意を呼びかけるために、全親に発信してくださいと依頼もあります。おっしゃった件もその中の1件でした。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） そういった対応をしっかりとられるようですので、これからも引き続きしっかりした対応をお願いしたいと思います。

そういったことで、子どもの安全対策のために、学校安全計画の作成が義務付けられていますけれども、学校安全教育、安全管理にどのように取り組まれているか、ちょっと先ほどのとダブってきますけれども、通学中の事故防止対応の10箇条というのがありますけれども、危機管理マニュアルに基づく訓練等を行い、緊急時の対応能力を高めることとされています。どのように実施されているのか、それから児童・生徒の反応はどうか。また、10箇条の中で通学路の状況を随時把握し、事故防止対策を策定・実施することとされています。このへんについてはどのように実施というか、取り扱ってられるでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 学校安全対策ということで、大きく健康教育全体計画というのがここでは策定されて、その健康を安全、それから保健、給食、食育ですね。そして、体育というふうに分かれていますけれども、その中の安全教育ということで、この安全教育をかつては防災教育も一緒に入れていたんですが、防災教育は独立して、震災以降、防災教育主任も決めるようになりましたけど、今年度からですね。その中の安全対策で10箇条というのは、私は初めて聞いた言葉ですけれども、各学校においては校長の下で安全指導主任を決めて、そして年間このような対策を設

けて実施をしていくし、交通安全教育、それから生活安全指導、両面から安全教育を考えていかなければならない。その中に、例えば交通安全ではもちろん交通教室の開催、それから登下校の具体的な実行のため訓練といいますか、実地訓練をやって、それから同時に危険箇所点検は定期的に、まずは年度当初、それからPTAの意向も借りて安全マップを作成し、学校経営案にページを1ページ必ず設けるといふようなことをやっております。

それから、生活安全関係で一つ、もう今日実は第二小学校で行われたんですけども、不審者侵入への対応の訓練ですね。不審者に町の職員が一人出掛けて、不審者役をして、去年は課長がやりましたけど、そういう訓練もやって、そしてどのように対応して危険を避けるかというような指導もちゃんと各学校取り組みがなされておるところです。以上です。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 安全対策計画、それから先ほど言いました10箇条とか、それから危機管理マニュアルに基づく安全管理、訓練等、これらは文科省のほうから通達が来ているはずですが。

それと同じく、防犯教育に教材として、小学校指導用DVD「安全に通学しよう」や、教職員向けに「子どもを事件・事故から守るために」、これらのDVDが配布されているはずですが、これについてしっかり活用されているかどうか、使用頻度はどうでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 各学校、実施はされておるわけですが、実態をどれだけという頻度まで調査はしておりません。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 事故対応というか、防止というのは、危機管理能力を高めるためにも、やはり定期的に頻繁に子どもたちには特に教育をしてほしいと思います。

それで、児童・生徒をしっかりと守るために、関連して質問したいと思います。子ども、13歳未満の被害件数及び犯罪種類別被害状況、在所別被害状況というのがあります。そういった統計がありますが、種類別発生件数について、どのように認識をされていますか。傾向でも何でも結構です。事件の大半が通学中に発生していますので、数字的な質問で申し訳ないですけども、子どもの被害状況について、常に危機感をもっていただきたいのでお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（島崎 演君） 13歳未満の子どもさんの被害に遭われた件数等について

の認識はということの御質問でございますが、数字的にはちょっとはっきりした数字は持ち合わせてはおりません。ただ、全国的な状況として知れる範囲においては、ここ4、5年を見ますと、増えてきている数字があるのではないかと。犯罪種別によっても多少違うかも知れませんが、その中で特に気を注視したのが、強制わいせつで被害を受ける13歳未満の子どもたちの数が増えているというようなことを、情報として認識しているところでございます。昨今、新聞、それからテレビ報道の中においても、1年間通して見ますと、やはりそういった全国で小さい子どもたちが被害に遭っているというような情報が流れているのも、その傾向が見受けられるのかなと思っております。以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 13歳未満の子どもの被害状況ですけれども、平成17年から26年の10年間の犯罪種別被害状況の統計というのがあります。犯罪の種類は、殺人から暴行、傷害、強姦、わいせつ、監禁、誘拐といったものがあります。危機意識をもって対策に活かしていただきたいと思っておりますので、被害状況の件数を申し上げたいと思っております。

10年間で、殺人が861件、暴行・傷害が1万3,853件、それから強姦が686件、強制わいせつ・公然わいせつが1万1,583件、監禁・誘拐といったものが952件、強盗が87件、これらを合わせると2万8,022件となっております。よそ事と思わずに、南関町でもいつ発生するかわかりませんので、危機意識をもっていただきたいと思っております。

傾向としては、刑法犯の犯罪は相当昔から比べると、どんどん減ってきております。減ってきておる中で、先ほど教育課長が言われました、わいせつ、その行為は比率的には子どもの被害率は増えてきております。そういったこともありますので、特に部活帰りの暗くなってからの帰宅時とか、やはり地域をあげて取り組むべき問題かなというふうに思います。

そこで、この前、千葉県で保護者会長の犯罪がありました。それから、図書館の切り抜き事件、こういったのも増えております。それから、神社・仏閣での棄損犯罪、いろんな犯罪が発生していますが、南関町の防犯カメラの設置状況はどうでしょうか。コンビニ、それから銀行、郵便局、そういったところは防犯カメラがありますが、一般的な道路あるいは大きな交差点、そういったところにもこれから先のことを考えると、設置が必要じゃないかなというふうに思います。特に千葉県の事件では、民家に設置された防犯カメラとか、近くを通っていた車のドライブレコーダー、これらが犯人逮捕につながっています。ですから、あらゆる情報の収集が逮捕につながりますので、役場庁舎の車にはドライブレコーダーを付けるとか、ある

いは社協なんかの車、そういったところにはドライブレコーダーを付ける、あるいは防犯パトロール、こういった車にもドライブレコーダーを順送りにして渡していけばいいわけですので、そうすると後からいろんな勉強というか、そういったのにも役立っておりますので、そのへんのところをちょっとお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） ドライブレコーダー、防犯カメラの必要性と言われました。特に今回のバスの事故あたりも見てびっくりしました。ドライブレコーダーでそういった原因追及あたりにもつながったかと思えますけれども、やはり自分たちの目で追うことができない、そしてそれが記録として残っているということは非常に重要でありますので、町ではそれぞれの店舗、金融機関とかコンビニ、そういったところには防犯カメラは付いているかと思えますけれども、そのほかは不法投棄の防犯カメラは町のほうでも設置をしております。ただ、何カ所もということではできませんで、あとはダミーで付けておりますけれども、そういったことで、ただそれをどこに付けるかというのが、犯罪が起きるような、予測してするわけにもいきませんので、そういったことにつきましては、なかなかはっきりどこに付けますということにはならないかと思えますけれども、やっぱり車関係も特に防犯パトロール等もやっておりますので、そういったことも含めて、これからじっくりと検討はしていかなければとは思っています。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 町内でも、主要道路あたりは何カ所か防犯カメラはやっぱり必要なと思います。犯人が検挙されないと、保護者はいつまでも送り迎えをせにやいかんようになりますので、もう事故・事件があつてからでは間に合いませんので、ぜひお願いしたいと思います。私も今度の質問の内容とか調べているうちに、ドライブレコーダーをネットで注文しました。値段が7,600円か、送料込みで。値段的には安いですので、ドライブレコーダーあたりは、無意識のうちに入った情報が犯人検挙につながるかと思えますので、ぜひそれは検討していただきたいと思えます。

そして、やはり怖いのは、小原・上長田線、これは竹が倒れたりとか、いろんな指摘なんかがあつております。枯れ葉の堆積とか、あそこは人家がないんですよ、かなり長い間。ああいったところも非常に大事なところだと思うんですけど、ああいった場所の整備とかはどういうふうにされていますか。今後の予定とかはどうですか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 先だって指摘を受けまして、すぐ道路維持班に見回りのほうをお願いして、職員も実際に現場に行って確認して対応はしております。ただ、竹等につきましては、どうしても雨が降ったり、台風が来たりした場合には出てきますので、一応枯れた竹とか、そちらのほうについては片付けはしましたけど、どうしても上のほうの処理ができませんので、そのへんのところも今後の課題かというふうに認識はしております。

一応防草工事が今年度、ちょうど3年目でございます。今回で終了いたしますので、そこを見たところで、今後対応していきたいというふうには考えております。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 安全対策をしっかりとっていただきたいと思います。

「石川や浜の真砂は尽きるとも、世に盗人の種は尽きまじ」という詩があります。やっぱり防犯カメラよりも大切なのは、効果があるのはやっぱり犯罪を起こさない、他人をいたわる心の教育だと思います。これが一番大事だと思います。こちらのほうをやっぱり教育長にしっかりと取り組んでいただいて、ソフト面を教育長、それから通学路の整備とか防犯カメラ、それからドライブレコーダー、こういったハード面を町長にお願いしたいというふうに思います。

通学の安全管理については、交通安全だけでなく、誘拐や傷害など、犯罪被害防止や自然災害からの防災の観点からも、対策が重要であると思います。通学の安全確保には、児童・生徒の行動の自己管理が極めて重要ですので、安全管理だけでなく、指導にもしっかりと取り組んでください。

それでは、2点目の教職員の職務負担過重についてです。文科省は2014年に公立小中学校の教職員の在校時間や業務負担に関する初の調査を実施し、2015年7月にその結果を公表しております。それによりますと、平日の平均在校時間が長かったのは、中学校の教頭で12時間53分、小学校の教頭で12時間50分、中学校の教員12時間6分、それから自宅で仕事をする教職員の割合も4割、校長から事務職員まで、いずれも平均自宅で1時間30分を超えているというような状況です。負担感が最も大きかったのは、国や教育委員会への調査の対応で8割以上が負担を感じているという内容でした。2012年の別の調査結果では、教育の時間外勤務は1カ月平均で72時間56分、自宅に持ち帰った仕事の時間も含めると95時間32分ということで、2002年の前回調査より月平均で14時間33分も伸びたという調査結果も出ております。それから、海外との比較ですけれども、2013年の比較ですが、OECD加盟国の中で日本の教員の1週間当たりの勤務時間は参加国中、最も長くて53.9時間、参加国平均は38.3時間と、ものすごく長い時間勤務されています。しかし、内容を見ると、肝心の授業時間は逆に少な

いんですよ。何が多いかというと、授業以外の事務作業ですね。それから、部活、こういった課外活動が勤務時間を増やしていると。以前と比べて、その部活などの課外活動は増えていると思いますので、事務作業の増加が大きいのではないのでしょうか。計画書や報告書といった事務作業に追われて、解りやすい授業のための準備がおろそかになり、本末転倒しているのではないかと思えてなりません。冒頭で教育長からも答弁がありましたけれども、教育長の考えをもう一度、こういったことに対応する考えをお聞きしたいと思います。そして、教育長にはやっぱり、町長もですけど、大きな会議の中でやはりこういったことを、大きな声で発信していただきたいというふうに思います。もう一回、教育長、お願いします。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） かつて県教委は、負担過重なのか、それとももういやいやながら仕事をしているから負担というふうに思っているのではないかというような言い方をされてきました。メンタルに走る先生方は、やっぱりどうしてもおっしゃったような本題以外の、教職の職務以外の事務的な仕事が過重に感じるとか、ましてやアンケート調査をしたり、報告を求められたり、それに時間を取られて、子どもと向き合えないということで負担感が重くのしかかって、負担過重だという。心の問題だから、それをやりがいと思えば、それは負担過重じゃなくて、負担感をどう思っでとるかという心の問題だというふうによく指導があっていました。しかし、現実、例えば企業で過労死が裁判沙汰になったことを考えますと、あるいは今のデータが証明していますように、やっぱり授業よりも授業以外のことに多くなれば、これはもうしっかりと考え直さなければならないと思います。実は、町内二つの小学校、80時間報告ゼロです、1年間、二つの学校が。どうしてゼロかといいますと、自己申告制度にしているんですけれども、教頭に今日は何時間オーバーだという、それをトータルして80時間どころか、40時間にもならない、1カ月です。1カ月で40時間にもならないということは、ほぼ勤務時間が終われば、もう半分近くは帰っているというような状況になるわけですね。そこの取組を見ますと、校長の姿勢が一つはあります。一つは、教職員の協力体制が非常によろしいために、みんなで仕事をカバーし合うということで、みんなで早く帰る、そういう体制ができています。実は、この問題については、先日、教育委員さん方にも過労死問題が一つの話題になったときに、各学校から月の行事計画をもらいますので、必ず毎月1日は定時退勤日というのが設けなければならないというふうに指導があっているにも関わらず、月行事に書いてある学校と書いてない学校があるという指摘を受けました。そこで、先だつての校長会議で、教育委員会からもこういう指導が行われたし、ぜひ7月からの月行事、必ずその定時退勤日は全部がその定時には

帰る、そういうシステムを作ってもらいたいということで指導したところですよ。そんなことで、南関はこうやってやっているというのをもっと良さを外にも宣伝していきたいし、また県内の教育長会あたりでも、それぞれの管内、どうなっているかというのを問うて、アピールをしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） よその統計とか、ネットで調べたりしたものに比べると、南関町はよさそうですねけれども、まだまだ南関町といえども、厳しい状況だと思います。どんなに意欲とか責任感とかそういうのがあっても、やはり毎月毎月100時間もずっと残業時間が超えれば、これは勤続疲労起こしますので、ぜひそういったところは注意していただきたいというふうに思います。

政府の働き方改革実行計画では、議論の対象外となっていましたけれども、小学校では55.1%が過労死ラインの100時間超の残業、中学校では79.8%、8割が過労死ラインを超えていると。月80時間超は、小学校で73%、中学校では87%と、こういうふうな状況ですので、やはり改善をすべきではないかなと思います。先ほど教育長が言われました、支援員を増やして、やはり充実させていきたいと思います。

学校の先生は、残業手当が付きませんが、今4%ですかね、基本給の。これは60年前の月平均残業時間の8時間相当を基に出されているんですよ。だから、今だったら4%じゃなくて、20%、30%が本当だと思うんですよ。昔のデータをそのまま使って残業代は払いません。昔はこうやってやっていましたじゃなくて、やっぱり子どもの悩みとか、そういったものにふれ合う時間をぜひ大事にしていきたいと思います。それがやはりいじめや不登校、自殺を防ぐ手立てになるというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、これはちょっと先ほどもう触れられましたけれども、教職員の数が減るのは、自分の分野外の専門的な教育や体験学習といったものが困難になると思いますが、そのような事案についての対策はどうですか。学校部活動は社会体育移行になりますけれども、体育だけでなく、音楽、美術、技術と、そういったいろんな種類のスポーツや活動があります。これを継続して維持していくことが大事だと思うんですよ。それについては、教育長、どういうふうに思われていますか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） まず、授業のほうからですけど、先ほど加配の3人を中学に入れた話をしましたが、あと、実は中学校で助かっている先生が2人おるんですよ。そのお一人が元南関高校校長、下田先生が今、南関中に美術を指導に来てもらっていますが、これは県雇いで非常勤講師です。なぜかといいますと、1学級減の

ときにも、もうこれ以上一人ずつ減らしていくと、専門の技術科の先生がおらんごつなる、美術科がおらんごつなると、専門がおらんなら免許外で数学の先生が教えにやんとか、そういう困った事態を免許外非常勤という制度がもう一つ別にあって、その免許外を解消するための先生を非常勤で週2日なら2日だけ入れてよいという制度です。それを申請して、申請してと、それから御本人も希望されました、南関高校の下田元校長がですね。そういうこともあって、ちょうどつなぎのタイミングが取れたものですから、今、中学校の美術は下田先生に指導してもらっています。

もう一人は、今年3月で退職をされた、南関出身の教頭を、本当ならば県が技術の先生ですので、よその学校の技術に欲しいといわれたのを断って、南関町の学校でぜひこれからも貢献したいという希望を出してもらって、特別支援員として、教育相談員として、町の支援員にさせていただいております。えらい管理職が4人おるものですから、経験者まで含めて、もうとても南関中、そういう人的体制は管理的な面では整えることができたところです。そういうやり方をして、少しでも人を有効に、子どもたちのために頑張ってもらいたいということで、再任用も含めて、今後も対応していきたいというふうに思っています。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 今のお二人の例のように、ぜひまた南関町で教えたいとか、そういったムードづくりを、教育長でしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

一つの負担軽減のための事例として、教育委員会がスポーツクラブなどと契約を結び、コーチを確保して、それぞれの学校からの要請に応じて、コーチを派遣する仕組みを実践している例があります。職員会議などで特に忙しい水曜日と、休日確保のため土曜日に部活動の指導を任せ、捻出した時間を生徒と話す機会に当てたり、時間をかけて相談に乗ったりすることができるようになった、東京の杉並区の例です。この杉並区では、23校のうち17校がこの制度を取り入れており、希望する学校が増えているそうです。杉並区がこの取組に計上した予算は、年間3,000万円だそうです。1校当たり176万円、大阪府などでも行われているということですが、こういったことを、すぐにはできないですが、予算も大変ですが、南関町でもどうですかと、考えとってくださいよということで、ちょっと町長にお尋ねしたい。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 一番難しい財源的なことではありますが、今、一般会計の中の財源をどう充てるかということだけではなくて、非常にいい参考になっておりますのが、幼児英語教育も長洲を勉強させていただいたんですけれども、長洲の場

合はボートピアのその益金をいろんな町特別の事業に、そのどれだけかを充てるということを考えておられます。ということで、うちもボートピア、そういったものがあればいいんですけども、うちの場合は逆にふるさと納税が非常に盛んになって伸びてきておりますので、逆に長洲町の町長と土曜日お話ししたら、南関町のようなふるさと納税、ふるさと応援団を組織するのは、長洲町では無理だということでした。やはり地域の特性があつて、町のまとまりがうちは特にある、そういった素晴らしい町だということで、非常にそういったことができていますので、今回、ふるさと応援団のそういった益金は、今まずは石井家、旧北原白秋邸を整備ということで考えていますけれども、いつまでもかかるわけじゃありませんので、そういったものを特別財源といいますか、いろんな町民の皆さまから出していただいて、この財源に充てるんだということ、そういったことができるとするならば、今回のそういったいろんな、先生方もそういったものに充てられるでしょうし、先ほど言われました防犯カメラとか、そういったいろんな町民に直接関係あることに充てる、そういった事業に使えるような、そういったものも考えていくことも可能ではないかなとは思っています。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） ぜひお願いしたいと思います。

これはすぐには無理でも、いずれこういった対策が必要になると思います。根本は衣食住、生産の現場が国民の生活を支えているわけですが、これらのGDPは全体からすればごくわずかだと思ふんですよ。この生産はしていないのに、衣食住に付随して流通、運輸、情報通信、金融、政治、教育、文化、レジャー、娯楽、そういったものが拡大して経済を構成しているんだと思います。当初予算は大変ですけども、そういったことがまた新たな経済圏を目指し、経済の発展、内需拡大につながっていくものだと思います。そういったことをしっかり念頭において、ふるさと納税あたりの活用をしていただければというふうに思います。

過重労働の件で、計画書や報告書の作成といった事務負担の増加で、教職員を疲弊させてはならないと思いますけれども、一方でみんな一緒にゴールインといった誤った平等の押し付けあたりも、どこか不備が生じているのではないかというふうな気がしてなりません。教育の予算の使い方の研究よりも、天下りとかに一生懸命になっているようなところの言うことをあまり聞かなくて、学力向上を数値化して、目に見える形で報告書を作成させるとか、学力向上の研究と成果といった報告書などで無理な要求というか、指導があるというふうに思われたことはないですかね、教育長のほうから文科省に対して。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 文科省が厳しいというような捉え方はしておりません。どっちかという、当然、文科省の指針を受けて県教委が地教委に下ろしてくるわけですからね、けれども文科省の姿勢というのは、次の策を練るための資料集めにするためにアンケート調査をするという、議員さんも一緒ですよ。質問されるときに、こっちが全部知っとるわけじゃないから、やっぱり学校にお尋ねをして、これはどういうふうなデータになっとるかというのを調べるようなことで、ですからそのための調査がやっぱり多いというのが、調べられる側はそう感じるわけですね。ましてや、教育委員会は学校を全部まとめにゃいかんものですから、それだけ調査が入れば増えて、それをまた県のほうに上げなきゃいかんというふうなことになるわけですから、しかしより良い社会をつくるためには、当然、なければならぬ手段は尽くしていかなければならないというふうには考えます。ただ、去年もして、また今年もするかというような、そういうやり方じゃなくて、やっぱり常にPDCAで行政も現場もやっっていけるようなシステムが改善されるほうがいいんじゃないかと考えます。

○議長（酒見 喬君） 7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） 教職員の過剰労働については、是正しなさいという通達が文科省のほうから平成20年に出ているはずなんです。でも、一向にそれが改善されずに時間数は増えているような、逆になっているというようなことで、非常に先生方の労働を心配します。子どもと向き合っほしい時間が減ったら、一番肝心要が駄目になりますので、教育長にはそのへんのことを考えていただいて、しっかり上の大きい会議で訴えていただければというふうに思います。

そこで、これは最後です。南関町の教員の生活満足度はどうでしょうか。現場の教員が本来的でないと思う業務で、最も比率が高かったのは学校徴収金未納者への対応、これが85%。次に、国や教育委員会からの調査、アンケート対応に65%が不満を持っている。それから、地域との連携に関する業務57%、児童・生徒、保護者へのアンケート実施、これが52%というふうに不満が続いております。そして、部活動指導は社会体育移行とか何かえらい騒がれていますが、ずっと遅れてきてから43%ですので、それよりももっと早く改善しなければならない問題があるというふうに思います。これらを校務職員を増やして、これらを校務職員が担当するようにすべきだというふうに思うんですけども、そのへんの取組というか、今後の計画はどんなでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 今後じゃなくて、現在進行形ですが、学校事務職員の役割をいわゆる管理職的立場にという方向性があります。そんな中で、町の事務職員の先

生方も一緒に集まって、そしてリーダーを決めてもらって、そのそれぞれの学校の事務がどういうふうになっているか、どんな業務をしているか、担任の先生に、さっきの集金事務のことですが、まだやっている学校がありはしないかというようなことも含めて、町で事務長にいろいろなことをより良い方向を編み出すための模索をしてもらってきたお陰、南関町では例えば給食費の集め、これはPTAから、担任じゃなくて、もう事務のほうに全部、担任の先生の手はわずらわせない。あるいは、中学校など学年費用とかも全部事務の先生がやるというふうなシステムをつかって、金関係で先生たちが負担を感じるというのは、今はもうなくなってきているかと思えます。そういう動きをすることによって、事が増えれば、それに越したことはありませんけれども、現状の中でどのようにその体制をチームとして組み上げていくかが経営マネジメント力かというふうに思うわけです。校長のマネジメント力ですね。そういうことで、やってもらっているところです。

また、事務をより少なくするために、校務支援システムというのがパソコン上で作られております、県教委が作ったシステムが。これを活用しきる先生がいない間は、なかなか広がらなかったけれども、これもICTの授業力と併せて、こっちも導入、南関町は早いほうでした、それは。それをしたことによって、今ではもう通知表から1年間の生徒指導要録とかいうのがありますけれども、そういうのも全部コンピュータで毎年打ち込んでよいと。今までは必ず印鑑のきれいに、小学校は6年間、中学校は3年間、全部の担任、教頭、校長、揃うとかにやいかんというやつを、1年に1枚ずつでよいというふうなシステムにしましたので、厚くはなりませんけれども、そういうことでかなり事務的な負担も減らしてきていますし、そのへんでの不満をあまり聞きません。以上です。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 結構心配しておったんですが、まだまだだと思います。よそよりも相当良いということはもう十分わかりました。もっともっと良くなるようにしっかり教育長には期待したいと思えます。

それでは、最後にまとめたいと思えます。授業のあり方とか、学習指導要領には、意見や質問はしませんが、まずはもう教職員の子どものふれ合い、もうこのふれ合いの時間確保についてはくれぐれも対応をお願いしたいと思います。

外国と比べ、日本の教職員の労働時間、国が教育にける予算といった面では、先進国の中でも、ほとんど最低レベルに近いような状況です、日本は。例えば国力が斜陽化してしまったイギリスは、教育予算、教職員の数を倍増してからそれに充てました。日本は、人口減少真っ直中です。やがて国力も経済力も低下してしまうのではないかなと心配するわけです。先立つものは予算ですけども、町長には米

百俵の精神で教育政策に取り組んでください。そして、人口減少に対応するには、教育への負担感をなくすことが最重要であるかと思えます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（酒見 喬君） 以上で、7番議員の一般質問は終了しました。

続いて、2番議員の質問を許します。2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 続きまして、2番議員、杉村が質問にあたります。

私のほうから、五つの質問をしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

まず最初に、副町長の就任後の職責と功績についてということでお伺いいたします。まず、副町長の就任以来、今日まで、何年何カ月が経過し、職責としてどのようにされているか。また、就任時は町長より、農業に精通された副町長を任命されたが、農業分野における功績としては何があるのかをお尋ねします。

2点目、町道舗装工事についてということをお尋ねします。近年の町道舗装工事は、区長さんより申請されても、時間が工事着手までにかかり過ぎているが、どうか早く着手できないかということをお尋ねいたします。

3点目、いよいよ梅雨に入りましたが、梅雨の防災関連についてお尋ねをいたします。今年も梅雨が来て、大雨の時期となり、昨年は当町においても甚大な被害が発生したところであります。防災について、先日、防災会議がありましたけど、昨年との違いはどのような対策を取っているのかをお尋ねいたします。

4点目、滞納徴収はどうしているかについてお尋ねをいたします。南関町では、県との併任、また近隣との併任徴収を実施して成果を上げられているところですが、滞納徴収の現状をお尋ねいたします。

5点目、区長さんが配布されている行政関係以外のものについてということをお尋ねいたします。区長さんが配布されているもので、行政関係以外の文書等があるが、区長さんは納得して配布されているのか。また、民間の文書等を配布させているのかということをお尋ねいたします。

この後、自席にて質問をいたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 2番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 2番、杉村博明議員の一般質問にお答えいたします。

まず、副町長の就任後の職責と功績についての、副町長は就任以来、今日まで何年何カ月が経過し、職責としてどのようにされているのか。就任時は町長より、農業に精通された副町長を任命されたが、農業分野における功績としては何があるのかを尋ねるとの御質問にお答えします。

就任が平成27年10月5日でございますので、今日まで1年8カ月余りとなります。就任後の職責については、副町長は町が取組を推進している事業について、

就任後、例えば住んでよかったプロジェクト推進事業や、農政関連事業の圃場整備等、生産基盤の整備や南関町担い手協議会の業務、集落営農組織、受託組合の法人化や、町の特産品や農産物の米、夏秋ナス等の集団栽培の導入計画などにも携わってきていただいております。農業関係以外ではございますが、用地買収等にも力を注いでもらっております。また、その功績についてとのことではございますが、再任用を含めた職員時代から携わってこられた業務、県道整備事業に係る用地交渉、町道米田大場線、米田鬼王線に係る用地交渉、さらには高久野地区圃場整備の業務推進、長山地区の県河川の用地及び長山山口地区の圃場整備についても、関係農家への事業計画説明等、副町長就任後も鋭意、交渉役として御尽力いただき、その後の事業実施へとつながっているところでございます。

次に、町道補修工事についての近年の町道補修工事は、区長より申請されても時間が工事着手までにかかり過ぎているが、どうにか早く着手はできないか問うについてお答えします。町は、町道補修については、通常、事業実施の前年度11月末までに地元から要望を上げていただき、それを基に新年度の事業計画を立て予算化し、新年度4月以降に現地確認を行い、予算の範囲内での事業を実施することとしております。提出時期によっては、お待ちいただく期間が長くなる場合がありますが、予算の範囲内ではございますが、早目の施工に努めているところであります。

次に、梅雨の防災関連についての、今年も梅雨が来て、大雨の時期となり、昨年は当町においては甚大な被害が発生したが、防災について昨年との違いはどのような対策を取っているかを尋ねるについてお答えします。昨年6月22日の日雨量合計が327ミリで、午前6時からの時間雨量67ミリ、午前9時からの時間雨量61ミリ、午後11時からの時間雨量68ミリと、想定を超える大雨が降り、町にも甚大な災害が発生し、町では同日の午前6時45分に初めての避難勧告を発令いたしました。その際は、全地区に避難勧告を発令し、該当しない皆さまにも発信いたしましたところでございます。これを受けまして、今年度の地域防災計画の中では、急傾斜等崩壊危険区域や土石流危険渓流の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の対象地区を絞り、世帯数まで入力をし、空振りをすることなく、避難準備、高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示をより詳しく発令するとともに、住民への情報伝達体制の充実・強化に努めてまいり所存であります。また、気象状況、河川洪水予報、土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報、台風情報等の防災気象情報の収集・伝達を徹底し、早い段階からの危機意識の醸成を図っていくことで、地域住民の皆さまの安全・安心な生活の確保と、住民福祉の向上に努めるとともに、町職員による地域づくり応援職員制度を定着させ、行政への住民参加と公共的活動への参加の協力体制の下、自主防災組織をはじめ、小中学校においても防災訓練の

実現に努めてまいります。

建設課におきましては、6月の梅雨の時期を迎え、道路については平成26年度に作成した道路構造物維持管理計画に基づき、特に対策が必要な箇所について点検を行っているところでございます。また、橋梁につきましても、平成26年度より工事や点検を実施しており、特に注意が必要な箇所については、確認を行っております。昨年度の町道・河川等における被災箇所未施工部分につきましては、受注業者に状況を確認し、対策を講じるよう依頼を行っているところでございます。

総務課におきましては、防災対策として、県の重要水防箇所について、既に県と町で現地確認を行ったところであります。急傾斜地や土石流の土砂災害警戒区域については、関係箇所の住民に、区長、自主防災組織、消防団から、注意喚起を行っていただくようお願いしております。

次に、南関町では併任徴収を実施して成果を上げられているが、滞納徴収の現状を尋ねるとのことでございますが、年度の当初の施政方針にも掲げておりましたとおり、自主財源の根底となる町税の確保と、納税の公平性の観点から、滞納者への実態調査の実施と調査、差し押さえの強化を図ってきたところでございます。平成20年は当時の玉名地域振興局と初めての合同搜索、差し押さえを行うとともに、県の徴収モデル事業等に取り組み、スキルを上げる一方、平成22年10月に管内4町で併任徴収委託契約を締結、同様に平成26年6月には県と締結し、高額滞納者への対応等の助言をいただきながら、滞納整理を進めてきたところであります。これまでの成果を徴収から見てみますと、県内平均を上回っており、県北市町村個人県民税収入税推移、現年分・繰越分計の平成27年度決算は県北地域でトップとなりましたので、今後も継続実施し、徴収強化及び徴収率向上に努めていく所存であります。

次に、区長さんが配布されている行政関係以外のものについて、区長さんが配布されているもので、行政関係以外の文書等があるが、区長さんは納得して配布されているのか。また、民間の文書等を配布させていいのかについてお答えします。現在、区長配布は月末と15日を基本として行っております。役場からの行政文書、小中学校や社会福祉協議会からのお知らせ、有明広域行政事務組合からの広報等も行政関係として配布いたしております。町行政部局以外からの配布物につきましては、所管の部署との協議を行い、代表区長会で相談するなどして配布依頼の可否を判断しております。現在においては、民間の文書は依頼していないところでございます。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えいたします。また、詳細につきましては担当課長よりお答えいたします。

○議長（酒見 喬君） 2番議員の質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時15分

再開 午後3時25分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 先ほど、町長のほうから答弁いただきました。

まず最初に、副町長の就任後の職責と功績ということで、先ほど副町長が就任以来1年と8カ月過ぎているということで、経過しているということでお聞きしまして、また職責としては用地交渉、また圃場整備等の説明会とか、いろいろとされているようですが、この1年8カ月の間で、用地交渉をされているということですけど、これは職員と現地に行つての用地交渉等をされているのでしょうか、それをお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（雪野栄二君） ただいま2番議員の質問でございますが、経済課及び建設課課員、課長補佐、係長とともに、要請があった場合に出ていって、地区の公民館、または現地に行き、説明し、事業計画の説明等々行っております。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 今、現場のほうへ行かれて、説明会等をされているということですけど、これは圃場整備のほうは、高久野のほうが今進んでいるわけなんですけど、ほかにもされているということでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（雪野栄二君） 第2次の中山間地総合整備事業が100町ほど計画されているということで、長山の山口地区、それ以外の地区については大方同意、要望等が取れとるということでございますが、長山の山口地区につきましては、なかなか見えないところでございました。それで、地区の職員並びに町の賢木といいますか、議員さんたちもお寄りでしたので、一緒に出向いて説明を公民館でやりました。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） その用地交渉に関しましては、尽力をいただいているということですけど、また就任以来、副町長としての立場として、この1年8カ月の間で功績というか、そういったのは何かありますでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（雪野栄二君） 功績というのは、ちょっとおこがましいものですがけれども、

職員の皆さんと一緒に回って、県道荒尾南関線です、長山の狭い部分がございます、この用地につきまして、町長からも言われましたけど、30数年振りに同意を得て、県道のほうの工事が終わりました。以上です。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） やっとあそこももう長年、念願でありました工事のほうも終わりました、大分通行の面も良くなり交通事故関係も非常に危惧されていたわけなんですけど、やっとできました。あとは、賢木のほうも、あそこの処理場のところ、落合のところからあの付近がまだ歩道がされてない。ちょっと危ない、夜なんか自転車で行かされると、ちょっと大きな車が来ると危ないというところがあります。また、あそこがちょっとまた拡張の必要があるんじゃないかと思っておりますので、これも町長のほうからもまた検討されて、県のほうにも要望等をされていってほしいと思います。

また、副町長については、農業分野については、当初、町長のほうがやっぱり詳しい副町長ということで、雪野副町長を任命されたわけなんですけど、この農業について、副町長の就任前と就任後、就任されてどのように変わっていったのか、簡単に結構ですので、よろしいですか。これは町長で結構です。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 農業の全体がどうかといいますと、やっぱり先ほど副町長からの答弁がございましたとおり、長山地区だけじゃなくて、圃場整備のこれからの100ヘクタールの新たなそういった整備についてが、これから進められるというのは一番大きな問題だと思います。それと、やはり南関町の収益性が高くなるような作物ということで、米だけじゃいけませんので、夏秋ナスあたりも進めておりますけれども、そういったところでいろいろな地域の中でも話もされて、そういったことも少しずつ実現しておりますし、これから集落営農組織ということで、そういった動きは必要になりますけれども、坂下のある地区におきましては、そういったところについても掘り下げて話等もしていただいておりますので、少しずつそういったことが実現してくるんじゃないかなと思っております。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） この農業分野については、南関全体の問題でありまして、非常に今後もう高齢化しております。農業に関しましては、もう非常に認定農業者の方が頑張っていらっしゃるわけなんですけど、だんだんともう高齢の80代の方が今現在多くされているわけなんですけど、その方たちが後を継ぐ者もないということで、非常に荒廃しているところもだんだん増えてきております。そういった問題も考えて、今から先は早急にしていかないと、今から徐々にじゃなくて、早急

にしていかないと間に合わない状況であります。このせつかく優良の農地がありますので、そういったところを荒らさないように、また副町長も専門的にいらっしゃいますので、そういった荒廃していく農地をどのようにしていくか、これは非常に喫緊の問題だと思っております。速やかに検討されていってほしいと思います。私も農業をしているわけなんですけど、すぐ近くもだんだんと荒れてきております。そういった第1種農地でもあります。そういった農地は今後とも南関町の主幹産業でありますので、農業を、若者も徐々に増えてはきているように思います、若手がですね。これは施設園芸とか、トマトとかそういったのをされるような方がいらっしゃいますけど、なかなかすぐにはできない、そのようなところもありますので、そういった専門的な分野で、そういった方には指導とか、そういったのをしていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

就任以来1年8カ月ですので、今後とも南関町のためにしっかりと頑張っていたきたいと思います。また、副町長のほうから町長に、こうやったらいいとか、何か助言とかされたことはありますでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（雪野栄二君） 私のほうから、そういうことはございませんが、町長がふるさと納税における特産品の返礼品、それについて米を中心にいろんな南関町の加工品が、今後どうしても必要ということも本体のほうからの計画で、加工センターも建設する予定でありますので、そこに係るタケノコ、ナス、いろいろございますが、あたりの生産加工について、担当課、またはJAさんとともにやっていけるならいいなと思っております。よろしくお願い致します。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） ぜひしっかりと頑張っていたきたいと思います。よろしくお願い致します。

続きまして、町道舗装工事についてですけど、先ほど申しましたように、区長さんより、町長のほうから11月の申請を上げられてということで、4月からの着工というか、なってくるわけなんですけど、新年度に関しましてですね。非常にこのその年、翌年じゃなくて、2年とか3年とか待ったようになるわけなんですけど、区長さんから上げられる場合には、非常に危険な箇所を、どうしても危ない状況になって上げてこられるから、どうしても急がないと事故等があったら、町のほうに責任が来るんですよね、もし事故があったりすれば。だから申請が上がってから、どうしても2年とか3年とか待ってて、優先順位もあろうかと思えますけど、そのへんをもう少しできるだけ早く、もう翌年には着工するような形でもっていかれないんでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 今、御指摘がございましたけど、通常、先ほど町長が説明しましたとおり、11月までに上がった分につきまして、次年度の予算化というのを図っております。ただ、区長さんから要望書が出された時点で、ある程度、緊急性の高いものにつきましては、即、現場を確認しております。恐らく、ちょっと議員が申されている件の農道の舗装工事につきましては、27年1月27日に区長さんのほうから要望が上がっております。その要望の時期が予算編成の時期とちよつとずれておりましたので、そのときが維持工事あたりがもう計画がある程度できておりましたので、28年度当初で対応させていただくということで、これは区長さんと話をした上で、28年4月20日にまた区長さんと現場立会を行っております。そういうことで、通常、28年度中に施工する予定でございましたけど、その後、大地震があり、そしてまた6月から7月、8月と大雨がございましたので、どうしても対応ができずに、今年度に入ってようやく対応しているような状況でございます。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 今、建設課長から言われたのも、まずそれは一つの1点でありまして、このほかにも私が言っているのは、ほかにもあるんですよ。区長さんから上げられた分が、どうしても2、3年後になる、そういった件数が本当、工事幅は短いんですよ。20メートルとか、そういったのを2年とか3年とか待たされて、これは区長さんはどうしても、先ほど言いましたように、危ないから申請を早く、早急にしてもらいたい、そういった考えであって上げられるんですよ。危なくないものを区長さんが上げられるはずはないんです。事故があったら大変だから、危ないから、お願いしますということで町に上げられたのを、2年も3年もこっちのほうからまた建設課に行つて、どうなってるんだと聞かないと、建設課のほうからも説明もない、そういった感じのところがあるんですよ。もう少し優先順位も必要なんでしょうけど、その年、まあ翌年、それまでには終わるように工事もしていかないと、2年も3年も、その間事故があったらどうしますかという、私は質問の内容でしているんですけど、そのへんはどう思われますか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 当然、現場を確認して、緊急に対応しなければならない部分というのがございます。そういう部分につきましては、維持補修班とか、以前も質問がございましたように、町道等の穴がほげとったり、そういう部分についてはもう職員で対応して、即埋めるようにしております。ただ、どうしても申請があつて、今言われたように、2年から3年かかるものというのが、私のほうでも把握し

ておる分でいくつかございます。それにつきましては、早急に対応するように指示は出しておりますけど、そのあたりちょっと諸々のものが絡み合っ、なかなか遅れている部分もございます。できるだけ早く対応するように、今後も指導していきたいとは考えております。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） これも震災があったからといって、後回しにされても困るんですよね。こちらのほうも危ないから、先ほどから何回も繰り返しますように、危ないから区長さんから申請、地区の方から生活道路として一番重要な身近な、一番重要な件ですから、こういったのは素早く対応していかないとできない問題でありまして、早急に今からでも速やかに、事務的に遅れている状況が何かあるんじゃないかと私は思います。手続きはそんなに難しいものじゃないと思うんですよね。これが先ほど言いましたように震災でどうしても遅れていると言われれば、これはもう仕方ないんですけど、それを言われたら仕方ないんですけど、もう震災のほうも南関町のほうでは被害はありましたけど、そんなに甚大な被害までは至っていない状況なんですけど、ある程度、工事関係が何か全体的に、この補修工事じゃなくて、全体的に遅れている状況が何かここ最近見受けられますので、そこらへんをもう少し身近な生活道路としてのところは、速やかにしていったら、工事に着手されるようにお願いしますので、よろしくお申し上げます。

続きまして、梅雨の防災関連についてということで、先ほど町長が言われたように、3回の60ミリ以上の雨が昨年降って、甚大な被害を受けまして、河川の氾濫、土砂災害、大きな災害を受けました。こういった経験をもとに、また防災関係にも見直しがされて、急傾斜地等、戸数も地区を指定して、この地区は何戸、この地区は何戸と、世帯数も上げられて、防災のほうでも上げられて、迅速な対応がされるだろうと確信しております。また、職員の方々もこの梅雨時期になると、夜中でも出てきて対応されるわけなんですけど、この防災会議の中でもありましたように、この南関は急傾斜地が非常に多く、危険なところがありますので、そういったところは大雨に備えて、避難指示、そういったのはもう恐れずに早め早めの対応でお願いしたいわけなんです。

ほかに、物資としての保管等があるかと思えます。その面で昨年と変わったのがあればお願いします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 今、御質問にありました物資でございますが、先日、6月7日の日に防災会議、南関町地域防災計画を御覧いただきます防災会議を開かせていただきました。その計画の中に、資機材台帳ということで掲載をいたしております。

す。そこでは、今回増えたものとしまして、水2リットルのペットボトルが350本、それからトイレトペーパーを10箱、大きなもの10箱です。それから、消毒用スプレーが10箱ということで、その分が今回、備蓄を増やしております。以上です。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） それはどこに保管されておりますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 交流センターにある防災倉庫のほうに保管されているというふうに聞いております。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） この防災関連についてですけど、防災無線の音量の質、非常に聞き取りにくいとか、こういったのを聞きます。また、故障が多いとか、徹底的にこの防災無線のほうも、アナログからデジタルに見直し、そういったのをちょっとお聞きしましたけど、これはいつ頃になるかお聞きしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 御指摘のとおり、今アナログでございます。整備して20年以上経っておりますので、相当老朽化もしているということでございます。今回、デジタル化につきましては、庁舎移転の時期を目途に更新をかけるというふうな計画で進めていきたいと考えております。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 今言われたように、庁舎移転に合わせてということですから、その費用面に対しては何かありますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 財源といたしましては、起債等が当然考えられてくると思います。あと、防災の設備につきましては、補助金等があれば活用していきたいというふうには考えております。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 非常にデジタルになれば、また良くなるんじゃないかと思っておりますけど、デジタルになると非常に聞き取りにくい状況のところが生まれますので、そういったところは聞こえるように、難聴の地区が出ないように、どこでも聞こえるような、そういった面も安全対策のほうもしっかりとしていてもらいたいと思っております。

それと、また夜に避難するにあたりまして、高齢者の方が非常に多いです。また、一人世帯も多く、夜、避難するにあたって、非常に危ない状況もありますので、こ

れはしっかりと町のほうからも、その地区に出ていったりとか、電話一本じゃなくて、職員が出掛けて、その区長さんあたりとか、しっかり話してするとか、そういった対応はできないのでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 自主防災会の連絡協議会等でお話をしたところでございますけれども、やはり地域の防災は担っていただくということが一つございます。職員が出てまいることは可能かと思いますが、一番よく御存知なのは地域の方々ではなかろうかというふうには考えております。夜、避難するのは、やはり時間的に、緊急の場合は、大雨の場合は前もって、台風の場合は特にですけれども、前もって避難ができますけれども、大雨も若干は予測ができる。地震等につきましては、もうそのとき瞬時に起きますので、なかなかその呼びかけというのはいかなないかというところがございます。あと、避難される方たちに認識していただきたいのが、避難所に横に動くものと、家の中でも被害に遭い難いところに逃げさせていただくということもございますので、そのへんの啓発も併せて進めていく必要があるというふうには思います。

それとあと、先ほど町長が申しましたように、職員もやはり動く必要があるという事は、これから進めていきたいというふうには思います。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） これは災害に応じて、いろんな避難の方法がとられるかと思えます。水害の場合とか、台風の場合、地震の場合で、そういった対応の仕方もいろいろあるかと思えます。一番南関町で危惧されるのは、やっぱりこの梅雨時期の大雨が一番被害を受けやすい状況でありますから、今後しっかりと昨年以上に被害を受けないような、そういった迅速な対応を図っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、滞納徴収はどうしているかについてですけど、南関は、先ほど町長が言われましたように、併任徴収をしております。徴収の成果も上げられてきております。現在の徴収の状況を教えてもらいたいと思えます。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（赤木二三也君） まず、現在の一般会計の収納の状況の、現年度分のほうの収納率からでございますけれども、平成22年、23年度が現年度で98%台だったのが、それ以降99.12から99.27、99.43、99.62という形で、現年度分は収納率が上がってきております。いずれも県平均を上回っております。毎年だされる徴収率のランキングというのがありますけれども、それで見ますと23年度が9位で、24年度が10位、25年度が8位と、26、27で6位

となっております。

次に、滞納徴収のほうなんですけれども、滞納徴収に係る滞納繰越額が平成22年度には5,000万円から突出しておった状況でございます。それが平成28年度では滞納繰越額が2,411万5,000円と、徴収率のほうも23.8%ということで、平成22年度と比較して滞納繰越額で2,596万円、48.15%の減少となっております。ちなみに、差し押さえ等の額でございますけれども、平成22年度の差し押さえ、22年度から四町との併任を行っておりますけれども、22年度の差し押さえ等の額が200万円でございます。25年度では1,330万2,000円、26年度では1,741万円と、28年度では657万円ということで、25年、26年は不動産のほうの差し押さえから公売、特に不動産の中で宅地建物等がありましたものですから、その分で額のほうが上がっているような現状でございます。数字だけで説明しました。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 今、数字を言われましたけど、大分この金額的にも滞納額が徴収率が上がってきております。また、25年、26年ですかね、こちらのほうも不動産の差し押さえで、金額的にもこれまでに例を見ない金額で滞納徴収が上げられております。この南関町も非常に県下でも滞納徴収については、先ほど言われましたように、だんだんと徴収率も向上してきておまして、ほかのところからも南関町のほうが、この徴収率に関しまして非常にいいんだということ、県のほうでも十分、南関町はこうされているんだということで、私のほうにも耳にしている状況であります。頑張っておられるということ、皆さん方も知っていただきたいと思っております。これは納税者が公平に納めていただくためにも、この滞納徴収は職員としては滞納徴収に出掛けるのは、正直申しまして嫌な職務じゃないかと思っております。でも、こういった職務も必要です。今後も頑張ってもらいたいと思っております。滞納がないのが一番なんですけど、頑張っていってもらいたいと思っております。これも私がなぜ質問したかというのは、やっぱり業務上、嫌な職務のところでありまして、こうやって職員も頑張っていってほしいということを町民の皆さまにも知っていただきたいと思って一般質問の中で私は入れました。頑張っていってもらいたいと思っております。

続きまして、区長さんが配布されている行政関係以外のもので何かあるかということで、先ほど質問したわけなんですけど、この中で指定機関とか、日赤とか、有明広域文書とか、いろんな町に関係以外もありますけど、町に関しては情報機関誌でもあります。この中でちょっと耳にしているのが、まったく民間からの、民間とっていいのかちょっとわかりませんが、そういったところの依頼が区長さんの

ほうにあって、それを配布されているということを最近聞いたんですよね。これは個人的に持ってきていらっしゃるのかと思ったら、私は全然知らなくて、区長さんが配布されていると聞いたものですから、何でそれを区長さんがするんだということですよね。これは区長さんは行政機関としての文書とかの配布だったら、当然と思うんですよね。それを何で民間の文書まで配布しなきゃいけないのかと。それと、一つは区長さんがOKされても、区長さんも何人もいらっしゃいますから、その中でほかの区長さんがされていたら、自分は断れないとか、そういった面もあるんですよね。そのへんを考えると、町はどういった対策をとられるのか、そこをお聞きします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 区長様には、広報「なんかん」やそのほかいろいろ行政文書を配布いただいております。条例には、南関町区長等設置に関する条例の第5条で、区長の事務取扱は概ね次のとおりとなっております。区長の所掌事務ということで、1号で行政事務に関する各種伝達事項の周知徹底に関すること、それから5号で広報その他、印刷物等の配布及び掲示に関することということで、南関町が設置しております区長様に仕事をお願いしているというところでございます。以前、27年だったかと思いますが、あるフリーペーパーについて、南関町の情報が多く、もともとは南関町の情報のみだったんですが、そのフリーペーパー、冊子ですけれども、それについては情報発信ということで、地域を知るためにということで、区長さんをお願いすることはできないかということで、代表区長会、それからそこでお諮りいたしまして、配布もいいんじゃないかというふうなことをいただきましたので、その後の区長会で御相談をいたしまして、区長さんにもお願いをしたところがありました。ただ、1年経つうちに、内容がちょっと変わってきましたので、28年度からは町からはお願いはしてないというところでございます。以上です。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） でも、今現在、区長さんが配布されているところがありますよね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） その区長さんに町がお願いしているということはございませんで、その配布される方が直接、区長様のほうに依頼分等を持って行かれているものというふうに考えております。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） そのへんが区長さんは理解されていないところがあるんで

すよ。これは役場のほうから駄目というか、びしゃっと説明してあげないと、そこらへんは勘違いされている区長さんもいらっしゃるんですよ。そこらへんを町からはっきりと行政機関の分以外は配られなくても結構ですと、一言でも言っていればいいんですけど、どうでもいいんだというごたる指導をされているから、区長さんのほうも困っていらっしゃるんですよ。そこらへんをはっきりと町のほうから、行政のほうから指導なり、説明をしてやってください。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） おっしゃることはわかります。町からお願いしている書類については、当然お配りいただくということが、南関町がお願いしている区長さんという一面かというふうには思います。あと、地元の代表としての区長さんという面もございしますが、その中で御理解いただけている方につきましては、そこまではなかなか申し上げないのかなというふうに思います。ただ、今御指摘のとおり、町からお願いしている以外については、配らなくていいですよではなくて、配ってはいけませんよという話ではないのかなというふうに思いますし、そこまではなかなか言えないのかなとは思っております。任意かなとは思っております。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） だから、区長さんも困っていらっしゃるんですよ。町がどうなんだと、そこらへんのもう少し具体的に、区長会なりあるでしょう。そのときにびしゃっと説明してあげないから、どうでもいいんだと、町の責任じゃないんだと、そういった言い方をするから、区長さんが困っていらっしゃるんですよ。区長さんから、今度は大きいところは小組合長さんまでいくんですよ。小組合長さんは、何でこれば配らなんとかいて、これは町のとかいて、そうなるんですよ。区長さんも困っているところもありますので、そういったところはびしゃっと統一してしないと、ここは配ろう、ここは配ろうになってくるから、あそこの区長さんが配りよんなはるけんが、自分も配らんわけにはいかんとか、そういった感じになってくるんですよ。そこらへんはびしゃっと町のほうから指導して、今度、区長会があるときに説明してやってあげないと、区長さんも困っていらっしゃいます。私が言っていることはわかりますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 御指摘の件は理解ができたと思っております。区長さんにはその旨の文書をお配りするなり、また区長会でもお話しするなりさせていただきたいというふうに思います。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） これをはっきりとしてないと、ほかのところからの民間か

ら来た場合に、また区長さんは断れないんですよ。それをされていたら、またほかの何でうちのは今度配らないんだとか、そういったことにもなりかねない。そういった状況を生まないためにも、行政の文書以外はもうはっきりと断っていいですよと、それを区長さんのほうに説明するなりしてやらないと、困っている部分があります。断り切れないということがあります。それをしっかりと区長さんに説明してやってください。そこが理解されてないところもあります。

私のほうから、この5点質問したわけなんですけど、もうまとめに入りたいと思います。

まず1点目は、副町長が就任以来、1年8カ月が経過しているということです。また、職責として、用地交渉、また地元説明会等出掛けられて、頑張っているということです。また、私からの願いは、それだけじゃありません。農業に関する全般的なこの高齢化した農業者のこの農地、そういった面も経済課のほうでもしっかりと、対策は取られていっているかと思えますけど、まだまだこの心配が増えてくる部分であります、農業分野に関しましてはですね。荒れてくる、そういったのが本当にもう心配されています。ここをしっかりとまた具体的に町のほうでも示して行って、指導なり、また農協さんと一緒に頑張ってもらいたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

続いて、2点目が町道の補修工事についてですけど、町道、農道を、これも一緒ですけど、区長さんは住民の方から話があり、区長さんが代表して申請を町にされる。それで、区長さんはもうすぐしてくれるものだと思って、その年度には終わるんじゃないかということでいらっしゃいますけど、そのへんはまた説明のほうも、こうやってしますからということで、また遅れる場合には区長さんのほうに連絡の一本なっとしないと、いつまでも申請されてから何も連絡はなか、いつまでもしかからんという状況になっています。そこらへんはもう大分日にちが経つようであれば、こちらのほうからこういった事情で遅れていますからということで連絡はして行ってやった方がいいんじゃないでしょうか。それが行政の仕事だと思えます。住民の方々が毎日利用される生活道路です。町道にしる、農道にしる、危ない状況をつくらないように、速やかにそこらへんは着工して行ってもらいたいと思います。よろしく願いします。事故があつてからでは遅いから、町の責任が問われないように、速やかに着手して行ってもらいたいと思います。

続きまして、3点目の梅雨時期の防災関連についてですけど、こちらのほうも先ほど申されたように、備品関係もペットボトルですかね、そういったのも補充されている。まだまだ足りない部分もあろうかと思えます。そういったのは徐々にじゃなくて、速やかに補充して行ってもらいたいと思います。町長は町長なりに、避難

指示、そちらのほうも空振りを恐れずに、去年も言いましたかね、一般質問の中で申しましたように、これは毎年梅雨は来ますので、こういった大きな昨年のような被害が出ないように、また避難指示等も速やかにやっていってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、滞納徴収ですが、こちらは先ほど言いましたように、成果を上げられているということで、今後も引き続き頑張っていってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、区長さんが配布されている行政機関以外のものについてということで質問したわけなんですけど、これは十分に区長さんに説明をしていってください。これも区長さんだけじゃなくて、先ほど申しましたように、小組合長さんがいらっしゃいます。その方は全然まったく知らずに、区長さんが持ってこられたから、それも配布せんとだろうということで配布されております。区長さんのほうはやっぱりどうしても、何でせんとかなというところがありますので、そこらへんは行政のほうからしっかりと説明して、ここは配布してる、ここの区は配布してる、ここの区はされてない、そういった状況がないように、できないものはできないとはっきりと町のほうから指導をしていかないと、あやふやな逃げ腰で町が指導したら、区長さんが一番困っていらっしゃいますので、そこらへんはしっかりと行政のほうから説明をお願いしたいと思います。

私のほうから、この5点について質問なり、お尋ねなりしましたけど、先ほど申しましたように、しっかりと早く迅速に着手なり、検討なり、検討じゃなくて、前向きじゃなくて、すぐするようにお願いしたいと思います。

以上で、私のほうからは質問を終わります。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） ただいま指摘がありましたけれども、一応建設課といたしましても、前年度申請されている分につきましては、過年度分まで含めて、区長さんのほうと立ち会いを行って、その状況については説明はしているつもりでございます。ただ、どうしても1年、2年かかるものがございます。その分につきましては、できるだけ早急に解決するように努めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 遅れるようでしたら、先ほど言いましたように、説明を、連絡等を1本なりと、区長さんのほうに言わないと、区長さんのほうからわざわざ来られて、いつするとかいというごたる状況をつくらないように、遅れたら遅れたでこういった事情だからということで説明をしていってやってください。お願いし

ます。

○議長（酒見 喬君） 以上で、2番議員の一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） これで、本日の日程はすべて終了しました。

明日14日は、午前10時に本会議場に御参集ください。

これにて本日は散会します。

起立、礼、御苦労様でした。

-----○-----

散会 午後4時12分